

継続申請者用

令和9年度
滋賀県市町入札参加資格審査
申請マニュアル
（県内工事業者 継続申請用）

電子申請マニュアル

令和8年9月

滋賀県県土整備部監理課

はじめに

滋賀県・滋賀県内の全 19 市町では、競争入札参加資格審査申請の受付窓口を一本化し、電子申請による受付（共同受付）を令和4年4月から実施しています。

申請にあたっては、本マニュアルと、要件に係る各市町別マニュアル（別途掲載）をご確認いただき、遺漏のないよう手続きをお願いします。

【本手引きの概要】

I 「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請 共通編」では、

受付期間に関する説明、提出書類の送付先や注意点、問い合わせ先等の滋賀県市町共通事項を記載しています。

II 「申請にあたって」では、

滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システムを利用する際の推奨仕様、受付システム稼働期間等を記載しています。

III 「システム入力の注意事項」では、

受付システム登録を含め、申請にあたっての注意事項を記載しています。

IV 「システム入力について」では、

受付システムの起動から、ユーザ登録（初めての方のみ）、ログイン、入力方法、入力内容等を記載しています。

V 「提出書類」では、

提出が必要となる申請書類の内容と様式記載例を記載しています。

提出書類には滋賀県に必ず提出しなければならないものと各市町に提出が必要な書類があります。

【各市町要件等説明資料】（別紙）では、

各県市町の要件等を記載しています。

I 滋賀県市町競争入札参加資格審査申請 共通編

1.1 申請を受付する団体について

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町

※滋賀県が建設工事を発注する機関には、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県びわこボートレース事業庁、一般社団法人滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、公益財団法人滋賀県環境事業公社、公益財団法人滋賀県文化財保護協会、公益財団法人びわ湖芸術文化財団、公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園、公益財団法人滋賀県スポーツ協会が含まれます。

1.2 対象者

令和9年度において、滋賀県市町が発注する建設工事に競争入札の参加を希望する方が対象です。各市町の対象者については各市町の要件資料をご確認ください。準市内・準町内業者の取扱いや具体的な対象者は各市町で異なります。

1.3 申請受付期間

<システム入力受付期間>

令和8年4月1日(水)～令和8年12月11日(金) (土、日、祝日を除く。)

(※令和8年12月11日(金)までにシステム上で「申請書提出」の処理が必要です。)

<確認書類の提出受付期間>

令和8年4月1日(水)～令和8年12月16日(水) (土、日、祝日を除く。)

(原則郵送・消印有効)

※システム入力と確認書類の提出期限が異なりますのでご注意ください。

※申請期限を過ぎた申請は一切受け付けませんのでご注意ください。

※受付期間内に確認書類を提出しない場合や、記載内容の不備等により資格審査申請が不受理となる場合は、次回の受付まで申請できません。

※事務の平準化のため申請月を設けております。組織変更をし特殊経審等を受審した場合、申請月が変わることがあります。事前にご相談ください。

<決算月ごとの申請月について>

※事務の平準化のため申請月を設けております。組織変更をし、特殊経審等を受審した場合、申請月が変わることがあります。事前にご相談ください。

※なお、決算月を問わず、申請受付期間は上記（1.3 申請受付期間）のとおりです。

決算月	R7年7月～10月	R7年11月～R8年2月	R8年3月～6月
			
申請月	R8年4月～6月	R8年7月～9月	R8年10月～12月

1.4 資格の有効期間

申請により、資格者として認定された場合の資格の有効期間は、滋賀県は1年間です。各市町の有効期間は各市町の要件資料をご確認ください。準市内・準町内業者の取扱いや具体的な有効期間は各市町で異なります。

1.5 資格審査申請および確認書類の提出方法

資格審査申請および確認書類の提出は、次の手順1～5により、滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システム（以下「受付システム」という。）を利用して申請し、必要な確認書類をレターパックなどにより滋賀県県土整備部監理課入札参加資格審査申請受付担当あてに郵送します。

※各市町が個別に送付を求めている書類もあります。本マニュアル66ページ以下をご確認ください。

※市町のみ入札参加申請をする方（県に入札参加しない方）であっても県に提出する確認書類が必ずありますのでご注意ください。

【申請方法の概要】

手順1	ホームページから、役職員名簿等をダウンロードする。
-----	---------------------------



手順2	受付システムに必要な項目を入力する。
-----	--------------------



手順3	役職員名簿の電子ファイル（様式・ファイル指定）を受付システムにアップロードする。（アップロードいただくのは役員名簿のみです。）
-----	---



手順4	「申請書提出（確認）」ボタンを押し、右下の「画面印刷」ボタンを押して画面を印刷する。受付整理票（チェックリスト）を用いて、必要な書類を添付し、A4フラットファイルに綴じ込む。その上で「提出」ボタンを押し。
-----	--



手順5	県に受付期限内に確認書類を提出する。 各市町に提出が求められている書類については各市町に提出する。
-----	--

1.5.1 申請方法の概要

- ①ホームページから確認書類の様式等をダウンロードする。
※必ず県ホームページからダウンロードして最新の様式で作成してください。旧様式では受け付けられないものもあります。
- ②本マニュアルⅤ「提出書類」(64ページ)に基づき、役職員名簿などの確認書類の取得および作成をする。
- ③県ホームページ「入札参加資格審査申請ポータルサイト」から受付システムにログインする。
- ④受付システムに申請に係る情報を入力する。
- ⑤役職員名簿を受付システムにアップロードする。
- ⑥申請内容の入力およびアップロードが終わったら「申請書提出(確認)」をクリックする。
- ⑦右下の「画面印刷」をクリックし、印刷する。
- ⑧「提出」ボタンを押下する。
(※令和8年12月11日(金)までにシステム上の「申請書提出」が必要です。)
- ⑨チェックリストを用いて、必要な書類をフラットファイルに綴じ込み、必要な書類が添付されているか確認する。
- ⑩書類を申請期限内に到着するように滋賀県県土整備部監理課入札参加資格審査申請受付担当および各申請市町担当課あてに提出する。
(※令和8年12月16日(水)までに提出が必要です。(原則郵送・消印有効))

1.6 確認書類の送付先

確認書類はレターパックや簡易書留などの追跡可能な方法により、下記あて申請期限内に提出してください。(原則郵送・消印有効)

滋賀県	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県県土整備部監理課 審査契約係 入札参加資格審査申請受付担当
大津市	〒520-8575 大津市御陵町3-1 大津市役所契約検査課
草津市	〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 草津市役所契約検査課 入札参加確認書類(工事)受付担当
守山市	〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所契約検査課
栗東市	〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所財政課契約検査室
甲賀市	〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所契約検査課

高島市	〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 高島市契約検査課
野洲市	〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地1 野洲市役所総務課
湖南市	〒520-3288 湖南市中央一丁目1番地 湖南市役所 管財契約課 契約・検査係
東近江市	〒527-8527 東近江市八日市緑町 10 番 5 号 東近江市役所契約検査課
米原市	〒521-8501 米原市米原 1016 米原市役所総務課契約管理室
豊郷町	〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑 375 番地 豊郷町役場企画振興課

(彦根市、長浜市、近江八幡市、日野町、竜王町、愛荘町、甲良町および多賀町に提出する書類は
ございません。)

1.7 郵送における注意事項

- (1) レターパックや簡易書留などの追跡可能な方法での郵送をお願いします。レターパック、簡易書留などの郵送の仕方については、日本郵便株式会社のホームページまたはお近くの郵便局などに確認をお願いします。
- (2) 申請受付期限(再提出の場合は指定した期限)までに確認書類が到着しない場合は、受付しません。(令和8年12月16日(水)付け消印有効)

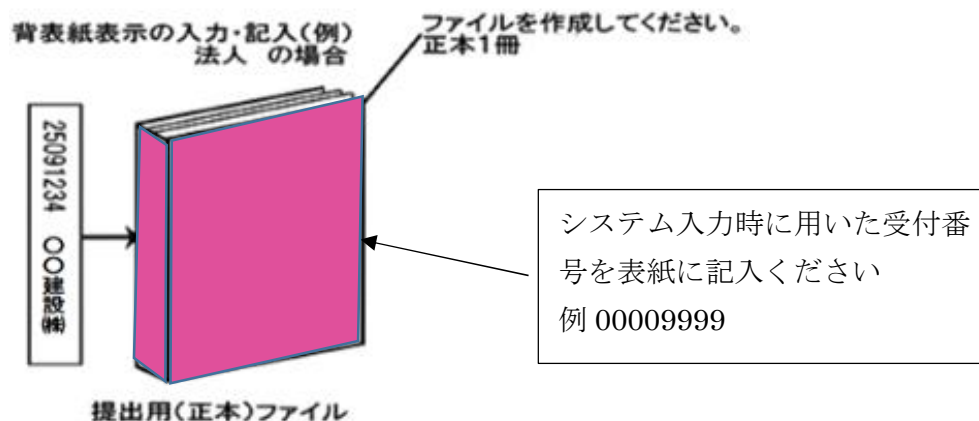
1.8 資格審査結果の通知

資格審査結果の通知方法および時期等については、申請先の県市町により異なりますので、詳しくは、各県市町の要件等説明資料(別紙)をご確認ください。

1.9 提出書類一覧および提出部数

(1) 申請にあたり提出する書類

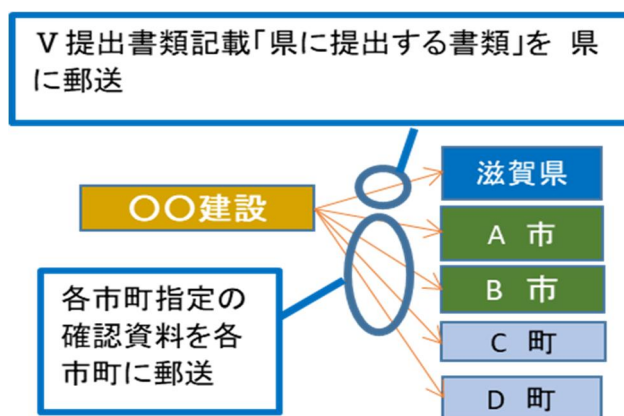
提出書類は、64ページ「V 提出書類」のとおりです。書類を表掲載の順に1部ずつA4版ファイルに綴じ、提出してください。背表紙に建設業許可番号と商号を記載してください。※A4版ファイルは、ピンク色（または赤色）で、材質が紙素材のもので、留め具が金具でないものを使用してください。



(2) 提出部数

V「県に提出する書類」(64～65ページ)を県に1部。

V「各市町に提出する書類」(66～68ページ)のうち申請市町が求めている書類を申請市町に1部。



(3) 書類作成上の注意事項

- ・提出書類は、資格審査のほか、入札・見積参加者の選定や契約手続等に必要な書類のため、正確に作成してください。
- ・提出書類を手書きで記載する場合は、水性または油性のボールペンを用いて記載してください。消すことのできるボールペンは使用しないでください。
- ・提出された書類等は、入札参加資格が認められない場合であっても返却しません。

1.10 不備があった場合の対応

滋賀県県土整備部監理課審査契約係入札参加資格審査申請受付担当に郵送された確認書類に不備があったときは、審査担当者からシステムに登録した申請担当者メールアドレスまたは申請書類の作成担当者宛に連絡しますので、補正の上、指定された到達期限までに申請受付担当に到達するよう速やかに対応をお願いします。

※指定された到達期限内に補正が行われないときは、「申請不受理」扱いとなります。

※申請代理人（行政書士）がいる場合は申請代理人に原則としてご連絡します。

1.11 問い合わせ先

(1) 滋賀県市町共通申請に関すること。ID・パスワードの再発行に関すること。

滋賀県県土整備部監理課審査契約係入札参加資格審査申請受付担当

電話：077-528-4985（土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～5時00分）

FAX：077-528-4891

(2) 受付システムの操作方法に関すること

ヘルプデスク

電話：0570-018-070

（土日祝日を除く午前8時30分～正午、午後1時～5時30分）

電子メール：cydeenuketuke.shiga.dt@hitachi-systems.com

※土日祝日を除き 24 時間受け付けますが、回答まで時間を要する場合があります。

※開設期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

開設期間以外の問合せは、各申請先県市町をお願いします。

(3) 資格要件、格付、申請書類などの申請先県市町による特記事項に関すること

要件等説明資料（別紙）もご確認のうえ、ご不明な点は、申請先の担当課連絡先に直接お問い合わせください。

申請先の担当課・連絡先

団体名	担当課	連絡先
滋賀県	監理課	077-528-4116
大津市	契約検査課	077-528-2720
彦根市	契約監理室	0749-30-6110
長浜市	契約管理課	0749-65-6507
近江八幡市	管財契約課	0748-36-5557
草津市	契約検査課	077-561-2307
守山市	契約検査課	077-582-1147
栗東市	財政課	077-551-0308
甲賀市	契約検査課	0748-69-2127

野洲市	総務課	077-587-6038
湖南市	管財契約課	0748-71-2313
高島市	契約検査課	0740-25-8501
東近江市	契約検査課	0748-24-5614
米原市	総務課契約管理室	0749-53-5166
日野町	総務課	0748-52-6500
竜王町	未来創造課	0748-58-3701
愛荘町	経営戦略課	0749-42-7680
豊郷町	企画振興課	0749-35-8112
甲良町	企画監理課	0749-38-5061
多賀町	企画課	0749-48-8122

Ⅱ 申請にあたって

2.1 申請の方法

インターネットを利用し、滋賀県ホームページ内「滋賀県市町入札参加資格審査申請ポータルサイト」にある「滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システム(受付システム)」から電子申請をしていただきます。

この申請では、電子入札で使用するICカード、カードリーダーは必要ありません。

システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

パソコン【推奨環境】	○Windows10 の場合 CPU :Core Duo 1.6GHz同等以上 メモリ :1GB以上 ○Windows11 の場合 CPU :Core Duo 1.6GHz同等以上 メモリ :1GB以上
Web ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome(グーグル・クローム)
インターネット接続回線	専用回線 :128kbps～ 光ファイバ回線 :10Mbps～

2.2 受付システム稼働期間

受付期間:令和8年4月1日(水)～令和8年12月11日(金)(土・日・祝日は除く。)

受付システム稼働時間:8時30分～21時00分

2.3 システムから送付されるメール

受付の状況については、次のメールが申請時に登録いただいた申請担当者メールアドレスに送信されます。

- (1) 申請完了通知:システムの登録が完了した際に送信されます。
- (2) 申請差戻し通知:登録した申請内容に修正が必要な場合や提出した書類に不備等がある場合にメールが送信されます。理由および指示内容を確認し、不足している書類の提出や申請内容の修正を行ってください。この修正作業が行われないと審査が完了できないため、指定された期限までに速やかに補正対応をいただきますようお願いいたします。

※指定された到達期限内に補正が行われなときは、「申請不受理」扱いとなります。

- (3) 審査完了通知:滋賀県市町における審査終了後に送信されます。

Ⅲ システム入力の注意事項

3.1 申請について

- (1) 申請に虚偽の事項を記載した者は、その資格を取り消すことがあります。
- (2) 入札、契約等の権限を営業所、支店等に委任する場合は、23 ページの「営業所情報」で受任者となる営業所、支店等を登録した上で、32ページの「個別情報登録(工事)」において、委任する営業所、支店等の状況を登録してください。併せて、委任状(別記様式3)の作成をお願いします。

【留意事項】

※この申請における営業所、支店等への「委任」とは、代表者から営業所等に入札、契約等の権限を委任することをいいます。単に入札書の提出を行う営業担当者等のことではありません。

※県入札参加申請は主たる営業所からの申請のみとなります。(支店・営業所から県入札に参加申請することはできません。)

- (3) 申請先の県市町により申請要件が異なるものもあります。詳しくは各県市町の別紙要件等説明資料をご確認ください。

3.2 システム登録、書類送付後の修正について

受付システムの登録および提出書類の送付後は、審査における明らかな不備を除き、修正できませんので、入力内容を十分に確認の上、提出してください。

3.3 外字等について

システムで使用できる漢字は、JIS 第 1 水準、第 2 水準文字です。外字、機種依存文字等は、代替文字に置き換えた上で入力をお願いします。また、ローマ数字の場合は、算用数字を使用し、() 書きで補記をお願いします。

【記載例】 高橋 → 高橋

マンションⅠ → マンションⅠ(ローマ数字のⅠ)

3.4 必須の入力項目について

項目にがついている項目は必須の入力項目です。がついていない項目でも、条件により必須になる項目があり、画面遷移時または登録時にチェックを行います。チェックを行った結果、必須項目が入力されていない場合は、「この項目は必ず入力してください。」のメッセージが表示されるので、入力を行ってください。

3.5 金額の入力について

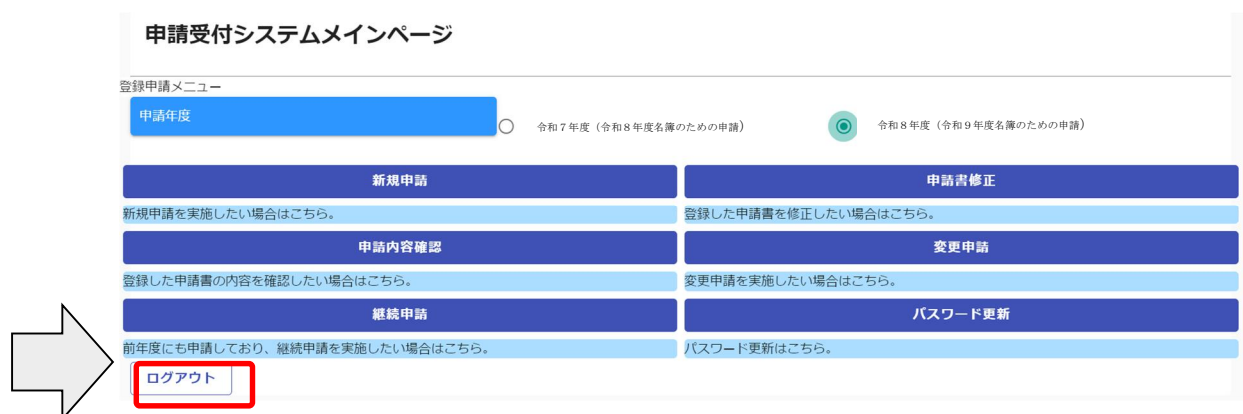
金額の入力は千円単位となっていますので、千円未満「切り捨て」で入力してください。なお、カンマ「,」は入力しないでください。

3.6 添付ファイルについて

アップロードする役職員名簿のファイル形式は、Microsoft Excel（拡張子が.xlsx）です。
審査者が読み取り不可能な場合、審査が不可能となりますのでご注意ください。

3.7 ログアウトについて

システム終了の際、画面を閉じる「×」ボタンではなく、必ず「ログアウト」ボタンをクリックして終了してください。※正常にログアウトされていない場合、ログイン状態が継続するため、次のログインができない場合があります。



申請受付システムメインページ

登録申請メニュー

申請年度 ☐ 令和7年度（令和8年度名簿のための申請） ☒ 令和8年度（令和9年度名簿のための申請）

新規申請 新規申請を実施したい場合はこちら。	申請書修正 登録した申請書を修正したい場合はこちら。
申請内容確認 登録した申請書の内容を確認したい場合はこちら。	変更申請 変更申請を実施したい場合はこちら。
継続申請 前年度にも申請しており、継続申請を実施したい場合はこちら。	パスワード更新 パスワード更新はこちら。
ログアウト	

IV システム入力について

4.1 競争入札参加資格申請受付システムの起動およびログイン

「滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システム」を起動し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

CYDEEN

入札参加資格申請メニュー

ログイン	ユーザ登録
登録済の方はこちら。 インターネット申請の手順	新規ユーザ登録はこちら。 お知らせ
1. ユーザ登録（新規/パスワードの提示） 2. メールにて初回パスワードが発行されます。 3. ログイン（登録申請） 4. 申請データの入力 5. 関係書類の郵送 6. 申請データの確認 7. 受付確認メールが送信されます。	当機関において行われる競争入札に参加するには、当機関が行う競争参加資格についての審査を受けていただく必要があります。 当機関では、申請される方の業務実績を顕微化するため、当インターネットで申請すれば、当機関の競争参加資格が得られるようになっていきますので、この競争参加資格を希望される方は、左記の手順で申請して下さい。 また、ご利用の際には申請書作成要領をご覧ください。 一度システムに登録されたデータは残っていますので、前回は認定をされた方はログインを行ってください。 (パスワードを紛失した方は発注機関にご連絡ください。パスワードの再発行を行います。)

注意事項

- ・前画面に戻る際には必ず画面内の「戻る」ボタンをクリックして戻り、ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。
- ・申請手続き手順に関しては申請書作成要領をご覧ください。
- ・ご利用の際には操作マニュアルをご覧ください。

昨年の申請の際に用いた内容を入力します。

ログイン

受付番号	00000001	×
ユーザID	999999	×
パスワード	*****	×

ログイン

昨年の申請の際に用いた「受付番号」、「ユーザID」、「パスワード」を入力します。

※当該システムによるユーザ登録を行ったことがある方で、ID・パスワードが不明な方は、滋賀県県土整備部監理課審査契約係入札参加資格審査申請受付担当にお問い合わせください。登録されているメールアドレス宛に再度通知します。

滋賀県県土整備部監理課審査契約係入札参加資格審査申請受付担当
TEL:077-528-4985 FAX: 077-528-4891

4.2 申請受付システムメインページ

申請受付システムメインページ

登録申請メニュー

申請年度 ☐ 令和7年度（令和8年度名簿のための申請） ☒ 令和8年度（令和9年度名簿のための申請）

新規申請	申請書修正
新規申請を実施したい場合はこちら。	登録した申請書を修正したい場合はこちら。
申請内容確認	変更申請
登録した申請書の内容を確認したい場合はこちら。	変更申請を実施したい場合はこちら。
継続申請	パスワード更新
前年度にも申請しており、継続申請を実施したい場合はこちら。	パスワード更新はこちら。

[ログアウト](#)

〔申請受付システムメインページの構成〕

（1）新規申請

当該システムによる入札参加資格申請を初めて行う方は、「新規申請」ボタンをクリックしてください。

（2）申請内容確認

登録した申請内容を確認する場合、または現在の処理状況（「入力中」、「審査中」等）を確認する場合、「申請内容確認」ボタンをクリックしてください。

（1）新規申請

初めてこのシステムを使って申請をする方が対象⇒新規申請マニュアルを参照ください。

（2）申請内容確認 ⇒55ページ「4.2.2 申請内容確認」に進んでください。

（3）継続申請

令和7年度以前に申請したことがある方はこちらに進んでください。

（4）申請書修正

登録した内容を修正する場合、「申請書修正」ボタンをクリックしてください。

⇒62ページ「4.2.3 申請書修正」に進んでください。

提出した申請内容に不備があり差し戻された場合に入力内容を訂正する場合もこちらです。

※処理状況が「（一次）審査中」「受理」の場合、申請者が修正を行うことはできません。

（5）変更申請

令和8年度名簿に係る記載事項の変更がある場合使用します。詳細は以下のリンクをご確認ください。（滋賀県 > 事業者の方 > 入札・売却・指定管理 > 公共工事>入札参加記載事項の変更届（建設工事、コンサルタント等および土木施設維持管理業務）について）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/21992.html>

※令和8年度申請（令和9年度名簿のための申請）の修正は「変更申請」ではなく、「申請書修正」にて行いますのでご注意ください。

（6）パスワード更新

ログイン時のパスワードを変更する場合、「パスワード更新」ボタンをクリックしてください。

※パスワードが外部に漏れる危険性のある場合など、変更の必要が生じた場合に行ってください。

4.2.1 継続申請

①「申請年度」は「令和8年度（令和9年度名簿のための申請）」を選択します。

令和7年度（令和8年度名簿のための申請）でご登録いただいたとしても、令和9年度名簿には掲載されませんので十分ご注意ください。

②申請受付システムメインページの「継続申請」ボタンをクリックします。

申請受付システムメインページ

登録申請メニュー

申請年度 ☐ 令和7年度（令和8年度名簿のための申請） ① ☒ 令和8年度（令和9年度名簿のための申請）

新規申請 新規申請を実施したい場合はこちら。	申請書修正 登録した申請書を修正したい場合はこちら。
申請内容確認 登録した申請書の内容を確認したい場合はこちら。	変更申請 変更申請を実施したい場合はこちら。
② 継続申請 前年度にも申請しており、継続申請を実施したい場合はこちら。	パスワード更新 パスワード更新はこちら。

ログアウト

前回の申請で入力された内容が初期表示されていますので、内容の見直しおよび変更を行ってください。

昨年度と同様の手順で申請内容の入力および申請書の提出を行います。

※「添付ファイル（役職員名簿）」、「実績高整理表」、「経審情報」については受理済みの申請情報を引き継ぎません。新たに入力し直してください。

※個別情報においては、前回申請時の個別情報を複写することができます。個別情報画面の「前回複写」ボタンをご利用ください。（詳細は 32 ページ）

・ログアウト方法

利用終了時は、申請画面左下の「ログアウト」ボタンをクリックし、ログアウトを必ず行ってください。※正常にログアウトされていない場合、ログイン状態が継続するため、次のログインができない場合があります。

申請受付システムメインページ

登録申請メニュー

申請年度 ☐ 令和7年度（令和8年度名簿のための申請） ☒ 令和8年度（令和9年度名簿のための申請）

新規申請 新規申請を実施したい場合はこちら。	申請書修正 登録した申請書を修正したい場合はこちら。
申請内容確認 登録した申請書の内容を確認したい場合はこちら。	変更申請 変更申請を実施したい場合はこちら。
継続申請 前年度にも申請しており、継続申請を実施したい場合はこちら。	パスワード更新 パスワード更新はこちら。

ログアウト

終了はログアウトで！

M E M O

・基本情報の入力

「申請情報」および「業者基本情報」を入力します。

戻る 登録

継続申請登録（建設工事）

本システムでの電子申請を初めて行われる方は、

申請情報

申請年度

業者基本情報

業者登録区分 ☒ 単独企業 ☐ 経常JV

法人／個人区分 ☐ 法人 ☒ 個人

県内・県外区分 ☒ 県内業者 ☐ 県外業者

最終更新日 2022/10/20

マークは必須項目を表します。

「単独企業」が選択されていることを確認ください。

「県内業者」が選択されていることを確認ください。

戻る 登録 一時ファイル保存 一時ファイル読み込み 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOPへ戻る 申請情報 業者基本情報 申請担当情報 営業所情報 技術者情報

最終更新日

申請年月日（今年度初回申請時のみ入力）

変更日（事業完了日）（変更申請時のみ入力）

本社（店）番号又は名称

本社（店）番号又は名称（カナ）

代表者役職

代表者氏名

代表者氏名（カナ）

本社（店）郵便番号

本社（店）所在地

本社（店）電話番号

本社（店）FAX番号

入力不要です。

戻る 登録 一時ファイル保存 一時ファイル読み込み 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOPへ戻る 申請情報 業者基本情報 申請担当情報 営業所情報 技術者情報

商号又は名称(カナ) ☒

代表者役職 ☒

代表者氏名 ☒ ○ ○ ××

代表者氏名(カナ) ☒ ○ ○ ××

本社(店)郵便番号 ☒ 530-0004 × 🔍

本社(店)所在地 ☒ 大阪府大阪市北区堂島浜 ×

本社(店)電話番号 ☒ 0 / 15

本社(店)FAX番号

虫眼鏡マークをクリックすると、入力した郵便番号に該当する住所を表示します。

都道府県名から入力してください。

本社(店)FAX番号

本社(店)メールアドレス

県内営業所の有無 ☒ 有

建設業許可番号 ☒

決算日(審査基準日) ☒ yyyy/mm/dd

総職員数

資本金額(千円)

営業年数

建設業許可業種かつ経営事項審査を受けた業種 ☒

【建設業許可番号】

滋賀県知事許可業者は滋賀県コード「25」と「許可番号」を合わせた数字になります。

例：滋賀県知事許可業者「25099999」
大臣許可業者「00099999」

カレンダーマークをクリックすると、入力補助としてカレンダーが表示されます。

カレンダーの日付をクリックすると入力欄に選択した日付が表示されま

入力項目名称	入力条件
申請年度	令和8年度（令和9年度名簿のための申請）を選択してください。
業者登録区分	【単独企業】単独で申請の方。 【経常JV】市町に入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、登録を希望する方。 ※県等のように経常JVでの入札参加を認めていない団体もございます。各団体の要件をご確認下さい。
法人/個人区分	【法人】個人事業主以外の方 【個人】個人事業主の方
県内・県外区分	【県内業者】滋賀県内に主たる営業所を有する方 【県外業者】滋賀県外に主たる営業所を有する方
最終更新日	「申請年月日（今年度初回申請時のみ入力）」と同日にしてください。※なお、差戻し後は自動更新されますので修正不要です。
申請年月日（今年度初回申請時のみ入力）	申請情報を提出する年月日を記入ください。 入力いただいた日付を「申請日」として主観点等を審査いたします。 （「提出」ボタンを押下する年月日を入力ください。）
変更日（事実発生日）（変更申請時のみ入力）	入力不要です。（「変更申請」を行う際にのみ入力する項目です。）
本社（店）商号または名称	申請日現在の登記上の商号または名称を全角で入力してください。 「株式会社」や「有限会社」等省略せずに登記簿どおり入力してください。（「株式会社」や「有限会社」と商号の間にはスペースを入れないでください。）
本社（店）商号または名称（カナ）	登記上の商号または名称を全角カタカナで入力してください。 「株式会社」や「有限会社」等のフリガナは不要です。
代表者役職	契約時に使用される代表者役職名を全角で入力してください。 個人事業主の場合は、「代表者」と入力ください。
代表者氏名	申請日現在の登記上の代表者氏名を全角で入力してください。 （姓と名の間は1文字あけて入力）
代表者氏名（カナ）	登記上の代表者氏名を全角カタカナで入力してください。 （姓と名の間は1文字あけて入力）
本社（店）郵便番号	入力後、右側の虫眼鏡マークをクリックすると、入力した郵便番号に該当する住所が表示されます。入力した郵便番号の住所候補が複数存在する場合、選択画面が表示されますので、該当する住所の「選択」ボタンをクリックしてください。

本社(店)所在地	申請日現在の主たる営業所の所在地を全角で記載してください。(都道府県名から入力してください。) 主たる営業所の所在地と現在事項全部証明書の所在地が異なる時や、主たる営業所所在地と現住所が異なっているときは、主たる営業所の所在地を入力してください。
本社(店)電話番号	本社(店)の営業担当者の電話番号を入力してください。 ※入札契約事務の委任先を設定しない場合、こちらの番号が入札や契約に関する連絡先となります。
本社(店)FAX 番号	本社(店)の営業担当者の FAX 番号を入力してください。 ※入札契約事務の委任先を設定しない場合、こちらの番号が入札契約等に関する連絡先となります。
本社(店)メールアドレス	入札契約事務での連絡先となります。本社(店)の営業担当等のメールアドレスを入力してください。 ※本申請にかかる連絡先メールアドレスは「担当者メールアドレス」にご記入ください。
県内営業所の有無	「有」としてください。(主たる営業所が県内の方は必ず「有」になります。)
建設業許可番号	滋賀県知事許可業者は滋賀県知事コード「25」と「許可番号」を合わせた数字になります。 大臣許可業者は大臣コード「00」に許可番号を合わせた数字になります。 記入例:滋賀県知事許可業者「25099999」 大臣許可業者「00099999」
決算日(審査基準日)	令和7年 7 月～令和8年 6 月までの決算日をご記入ください。 ※組織変更等の特殊経審を受けた場合は特殊経審の審査基準日に変わる場合がございます。
総職員数	申請日現在の個人事業主や法人(会社など)の役員、共同経営者(2 人まで)、家族従業員、パート従業員、アルバイトなどの臨時に期間を定めて雇い入れている者、を除いた正社員として雇用されている方の人数を記入してください。
資本金額(千円)	資本金の額または出資の総額を記入してください(単位:千円)。 ただし、個人事業主に関しては入力不要です。
営業年数	審査基準日までの建設業許可を受けてからの営業年数です。経営事項審査申請書(別紙3)に記載の営業年数と同じ年数を入力してください。

建設業許可業種かつ経営 事項審査を受けた業種	申請日現在の経営事項審査受審業種を一般建設業許可と特定 建設許可を別にして記入してください。 審査基準日時点ではなく、申請日時点の一般や特定などの建設 業許可情報を入力ください。
---------------------------	--

【申請担当者情報】

申請担当者情報

申請事務担当者氏名

申請事務担当者氏名 (カナ)

申請事務担当者連絡先 (電話番号)

担当者メールアドレス

代理申請者所属および氏名

代理申請者氏名 (フリガナ)

代理申請者住所

代理申請者連絡先 (電話番号)

申請に係る不明点等をお伺いする連絡先になります。
代理申請する場合は担当行政書士のメールアドレスとしてください。

担当行政書士情報を入力ください。

入力項目名称	入力条件
申請事務担当者氏名	営業担当の事務員など申請事務担当の方の氏名を入力ください (姓と名の間は1文字あけて入力)
申請事務担当者氏名 (カナ)	全角カタカナで入力してください。 (姓と名の間は1文字あけて入力)
申請担当者連絡先 (電話番号)	申請事務についての連絡先となりますので日中連絡可能な連絡先を入力してください。携帯電話番号可。
担当者メールアドレス	本申請に係る不明点等をお伺いする連絡先になります。 担当行政書士が代理申請する場合は担当行政書士のメールアドレスとしてください。 受信可能なメールアドレスを入力してください。 ※迷惑メール設定などでメールが受信できない場合は、 "滋賀県下市町共同利用競争入札参加資格審査申請受付窓口" <nyusatsusankasystem@pref.shiga.lg.jp>からメールを受信できるよう必ず設定を行ってください。 ※「～@gmail.com」など Gmail のメールアドレスをご登録いただいてもシステムから受信できない状態ですので大変お手数ですが、ユーザ登録や申請には Gmail 以外のメールアドレスを使用いただきますようお願いいたします。
代理申請者 (行政書士) 所属 および氏名	担当行政書士の所属事務所名および氏名を入力してください。 (事務所名、姓および名の間は1文字あけて入力)
代理申請者 (行政書士) 氏名	担当行政書士の氏名を全角カタカナで入力してください。(姓と

(フリガナ)	名の間は1文字あけて入力)
代理申請者(行政書士)住所	担当する行政書士の所属する事務所所在地を入力してください。
代理申請者(行政書士)連絡先(電話番号)	担当行政書士の電話番号を入力してください。 申請に際し連絡することがあればこちらに連絡しますので日中連絡可能な連絡先を入力してください。携帯電話番号可。 ※連絡が付かない場合は「申請担当者連絡先」に連絡する場合がございます。

法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、法律で禁じられています。

【営業所情報および技術者情報】

The screenshot shows a web form with a blue header bar containing the text '代理申請者連絡先(電話番号)' and a counter '0 / 15'. Below this is a section titled '営業所情報' (Business Information). Inside this section, there is a button labeled '入力明細の追加' (Add Input Details), which is highlighted with a red rectangle. A callout box points to this button with the text: '営業所情報等入力情報が複数件存在する可能性のある項目は、「入力明細の追加」ボタンをクリックすると、明細が追加されます。' (For items where multiple pieces of business information input information may exist, clicking the 'Add Input Details' button will add the details.) Below the '営業所情報' section is another section titled '技術者情報' (Technical Information) with a button labeled '入力明細の追加'.

・営業所情報

入札や契約等の権限を委任する営業所、支店等がある場合、これらの営業所に関する情報を入力します。入札参加申請を委任する営業所がある場合のみ登録してください。

※建設業許可上の営業所全てを登録する必要はありません。

※委任先は申請する市町ごとに設定可能ですが、滋賀県への申請は主たる営業所からのみとなります。

営業所情報

入力明細の追加

No. 1

削除

本店等からの委任の有無

☐ 有
☐ 無

支店等の商号または名称

0 / 40

支店等の商号又は名称のフリガナ

0 / 60

支店等の代表者の役職名

0 / 30

支店等の代表者名

入力項目名称	入力条件
本店等からの委任の有無	「有」を選択してください。 委任状（別記様式3）および営業所所在地の市税等の未納がないことの証明書の提出が必要となりますのでご注意ください。
支店等の商号または名称	申請日現在の <u>支店・営業所名のみ</u> 全角で記載してください。 例：（正）〇〇営業所 （誤）●●株式会社 〇〇営業所
支店等の商号または名称のフリガナ	全角カタカナで入力してください。
支店等の代表者の役職名	申請日現在の営業所長や支店長などの役職を記載してください。
支店等の代表者名	申請日現在の営業所長や支店長の方の氏名を入力ください （姓と名の間は1文字あけて入力）
支店等の代表者名のフリガナ	全角カタカナで入力してください。 （姓と名の間は1文字あけて入力）
支店等の郵便番号	入力後、右側の虫眼鏡マークをクリックすると、入力した郵便番号に該当する住所が表示されます。入力した郵便番号の住所候補が複数存在する場合、選択画面が表示されますので、該当する住所の「選択」ボタンをクリックしてください。

支店等の所在地または住所	建設業許可申請の際に記載している営業所所在地を全角で記載してください。
支店等の電話番号	入札契約事務に際しての連絡先となりますので日中連絡可能な連絡先を入力してください。 携帯電話番号可
支店等のファクシミリ番号	入札契約事務に際しての連絡先となりますので日中連絡可能な連絡先を入力してください。
メールアドレス	入札や契約事務での連絡先となります。支店の営業担当等のメールアドレスを入力してください。 ※本申請にかかる連絡先メールアドレスは業者基本情報の「担当者メールアドレス」にご記入ください。
支店の営業建設業許可業種かつ経営事項審査を受けた業種	申請日時点の営業所が取得している建設業許可業種の中で経営事項審査を受審した許可業種を入力ください。

・技術者情報の入力

審査基準日現在、所属する技術者の情報が対象です。

ただし、一部自治体では経過措置があり技術者として認められる場合があります。

各団体の取り扱いをご確認ください。

代理申請者連絡先（電話番号） 0 / 15

営業所情報

入力明細の追加

技術者情報

入力明細の追加

技術職員を追加するには、
「入力明細の追加」ボタンをクリックすると、明細が追加されます。

経営事項審査申請書（別紙2（第 25 号 14）技術職員名簿）掲載の技術職員を入力ください。

技術者情報

入力明細の追加

No.1

削除

氏名

生年月日

採用年月日

経営事項審査技術職員名簿への記載の有無

〇 有 〇 無

2019年12月

年月部分をクリックすると年、月単位での選択も可能です。

入力項目名称	入力条件
氏名	姓と名の間は1文字あけて入力ください。
生年月日	カレンダーマークをクリックすると、入力補助としてカレンダーが表示されます。
採用年月日	就業された日（原則雇用保険被保険者資格取得日）を入力ください。 会社役員や個人事業主、個人事業主親族などは実際に就業された日を入力ください。
女性技術者	女性技術者の方は「有」を選択ください。
経営事項審査技術職員名簿への記載の有無	経営事項審査申請書 別紙2（第25号14）技術職員名簿に掲載されている方は「有」を選択ください。 ※技術職員名簿に掲載されている方については、常勤性の確認書類や資格者証（掲載分に限る）の写しの提出は不要です。 詳しくは70ページをご確認ください。

資格コード/資格名 (1)

実務経験の場合の対応許可業種

資格コード/資格名 (2)

実務経験の場合の対応許可業種 (2)

0 / 100

○

有

実務経験 10 年 (資格コード 002)
などの実務経験のみの場合に対応
許可業種を入力してください。

監理技術者資格者証を保有
(実務経験による取得も含
む) し、監理技術者講習を修
了している方は「有」を選
択してください。

令和 3 年 1 月 1 日から監理技
術者講習有効期間が変更さ
れています。

入力項目名称	入力条件
資格コード/資格名	プルダウンを選択ください。 実務経験のみの場合もコードがございます。実務経験のみの場 合は次の「実務経験の場合の対応許可業種」についてもお記 入ください。 お持ちの資格すべてを入力する必要はありません。入札参加資 格審査申請に必要な資格のみ入力してください。 経営事項審査の技術職員名簿に記載していない資格を入力し た場合は合格証等の確認書類の提出が必要になります。
実務経験の場合の対 応許可業種	実務経験のみで配置技術者としての資格を取得した業種につ いては、こちらに対応許可業種を入力してください。 (例)「管工事」の実務経験 10 年など「管」と入力
監理技術者の有無	審査基準日現在、監理技術者資格者証を保有 (実務経験によ る取得も含む) し、監理技術者講習を修了している方は「有」を 選択してください。 令和 3 年 1 月 1 日から監理技術者講習有効期間が変更され ています。ご注意ください。

27

現住所 xx県○○市	市町までの記載で構いません。 （記載例）滋賀県大津市
所屬営業所	
1人1業種の場合の選択業種（滋賀県）	「1人1業種の場合～」と記載されている 滋賀県等への入札参加は、技術職員1人につ き配置できる参加希望工事は1種類の みです。 技術職員を配置する業種を選択ください。
1人1業種の場合の選択業種（甲賀市）	
1人1業種の場合の選択業種（愛荘町）	
1人1業種の場合の選択業種（多賀町）	1人1業種の場合の選択業種（米原市）
1人1業種の場合の選択業種（日野町）	1人1業種の場合の選択業種（湖南市）
舗装施工管理技術者	路面標示施工技能士

【舗装施工管理技術者】

舗装施工管理技術者の資格を有する方は入力してください。

※舗装の業種に配置する方で舗装施工管理技術者の資格をお持ちの方は必ず選択してください。

滋賀県への参加希望工事が「舗装工事」の場合は、「舗装施工管理技術者要件」に応じた技術者の配置が必要です。

【路面標示施工技能士】

路面標示施工技能士の資格を有する方は入力してください。

※滋賀県への参加希望工事が「交通安全施設工事」の「塗装」の場合は、「路面標示施工技能士」の資格を有する技術者の配置が必要です。

入力項目名称	入力条件
現住所	市町村までの記載で構いません (記載例) 滋賀県大津市
所属営業所	本社(店)からのみの申請の場合は記載不要。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種(滋賀県)	滋賀県への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。 技術職員有無は総合点数に影響しませんが、「格付」や入札参加要件に関わりますので慎重に選択してください。 個々の入札案件に係る配置技術者を限定するものではありません。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種(栗東市)	栗東市への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種(甲賀市)	甲賀市への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種(近江八幡市)	近江八幡市への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種(愛荘町)	愛荘町への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種(多賀町)	多賀町への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種(甲良町)	甲良町への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種(米原市)	米原市への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種(湖南市)	湖南市への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。

Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種（日野町）	日野町への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。 配置する業種を選択ください。
Ⅰ人Ⅰ業種の場合の選択業種（豊郷町）	豊郷町への入札参加は、技術職員Ⅰ人につき配置できる参加希望工事はⅠ種類のみです。配置する業種を選択ください。 ※町内業者のみ
舗装施工管理技術者	舗装施工管理技術者の資格を有する方のうち、 入札参加資格審査申請に当該資格が必要な場合は記入ください。 記入された場合には資格者証の提出が必要です。 ※舗装の業種に配置する方で舗装施工管理技術者の資格をお持ちの方は必ず選択してください。 <u>滋賀県への参加希望工事が「舗装工事」の場合は、「舗装施工管理技術者要件」に応じた技術者の配置が必要です。</u>
路面標示施工技能士	路面標示施工技能士の資格を有する方のうち、 入札参加資格審査申請に当該資格が必要な場合は記入ください。 記入された場合には資格者証の提出が必要です。 ※滋賀県への参加希望工事が「交通安全施設工事」の「塗装」の場合は、「路面標示施工技能士」の資格を有する技術者の配置が必要です。

・営業所情報および技術者情報の削除

営業所情報

入力明細の追加

No.1

削除

営業所名

0 / 80

営業所代表者役職名

0 / 60

営業所代表者氏名

0 / 40

営業所電話番号

0 / 15

営業所FAX番号

0 / 15

不要な入力明細は「削除」ボタンで削除します。

※入力する技術職員が多い等、入力に時間を要する場合はこまめに登録ボタンを押してください。

・基本情報の登録

技術者情報まで入力ができたら、「登録」ボタンをクリックします。

業者基本情報

業者登録区分 ☒ 単独企業 ☐ 経常JV

法人/個人区分 ☒ 法人 ☐ 個人

県内・県外区分 ☒ 県内業者 ☐ 県外業者
主たる営業所（本社または本店）の所在地が当該県内にある場合は県内業者を、それ以外の場合は県外業者を選択してください。

最終更新日

登録

一時ファイル保存 一時ファイル読み込み 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOPへ戻る 申請情報 業者基本情報 申請担当者情報 営業所情報 技術者情報

登録完了のメッセージが表示されます。

登録完了後は、次のボタンが表示されますので、引き続き情報の入力を行ってください。

- ・申請書提出（確認）
- ・個別情報
- ・添付ファイル
- ・実績高整理表
- ・経審情報

各情報を入力された際には「登録」ボタンを押し、データを上書きしてください。「登録」ボタンを押さずに次の画面に進むと入力した情報がシステムに反映されません。

戻る 登録

継続申請登録（建設工事）

i.up.cm.0001:正常にデータの登録が完了しました。

処理状況：入力中（業者）

申請情報

申請年度

業者基本情報

業者登録区分

法人/個人区分

県内・県外区分

申請書提出（確認） 個別情報 添付ファイル 実績高整理表 経審情報 一時ファイル保存 一時ファイル読み込み 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOPへ戻る 申請情報 業者基本情報 申請担当者情報 営業所情報 技術者情報

登録完了後は次のボタンが表示されます。

- ・申請書提出（確認）
- ・個別情報
- ・添付ファイル
- ・実績高整理表
- ・経審情報

- ・ 個別情報（申請自治体、申請する工種等）の入力
申請先団体、申請業種などの情報を入力します。
申請画面下欄の「個別情報」ボタンをクリックします。

継続申請時の個別情報においては、前回申請時の個別情報を複写することができます。

前回申請時の個別情報を複写したい場合は、個別情報画面の「前回複写」ボタンをクリックします。クリック後は前回の入力内容を今年度の申請情報に修正してください。

登録先市町村名	希望有無	個別情報
滋賀県	☐	
守山市	☐	
大津市	☐	

ご注意ください！

前回複写ボタンをクリックすると、現在の入力中の個別情報は削除され、前回申請時の個別情報に上書きされます。

申請を希望する自治体を修正する場合、

申請を希望する自治体の「希望有無」にチェックを入れ、「登録」ボタンをクリックします。

戻る 登録

個別情報登録 申請自治体選択

登録先市町村名	希望有無	個別情報
滋賀県	☐	
守山市	☐	
大津市	☐	
米原市	☐	
豊津市	☐	
栗東市	☐	
甲賀市	☐	
長浜市	☐	
彦根市	☐	

申請希望自治体にチェックしてください

登録

登録完了のメッセージが表示されますので、希望有無にチェックを入れた申請自治体の「個別情報」ボタンをクリックします。

登録先市町村名	希望有無	個別情報
遊賀県	☒	個別情報
守山市	☐	
大津市	☐	
米原市	☐	
草津市	☐	
栗東市	☐	
甲賀市	☐	
彦根市	☐	

【注意!!】

個別情報登録で希望有無にチェックをつけ、個別情報を入力しなければ当該団体に申請を希望したことにはなりませんのでご注意ください。

・申請自治体ごとに入力する個別項目が表示されます。

(注) 申請先自治体によって個別情報登録画面の入力項目が異なります。

以下、県の記入例を示します。

【個別情報入力例(県の場合)】

①業者番号を入力します。※入力する番号は各申請自治体によって異なります。

※滋賀県は入札参加審査結果通知書記載の「電子入札システム整理番号」を入力してください。

②入札参加営業所を指定する場合は「入札参加営業所」を選択します。本社申請の場合は選択不要です。(県内に主たる営業所を有する方は選択不要です。)

③その他該当する項目を入力します。

④申請を希望する工種の「希望有無」にチェックを入れます。

※チェックした登録業種の許可業種に入札参加を希望したことになります。

⑤工事種別ごとに「技術職員区分とその人数」を入力します。

※別記様式5(技術職員調)に記載した数字と一致することを確認してください。

※格付に影響する項目のため慎重に入力ください。

⑥「登録」ボタンをクリックします。

自治体から付与された業者番号(企業コード)を入力
(県の場合、電子入札システムを利用する際に用いる
企業コード(格付通知等に記載))

滋賀県の個別登録入力画面では選択不要

工程	希望有無	技術職員区分とその人数「1」	技術職員区分とその人数「2」	技術職員区分とその人数「3」	希望対象事業年度 完成工事高(千円)	希望対象事業年度以前 完成工事高(千円)
土木一式		2 ×	3 ×	4 ×	999	
土木一式(土木一式)	☒				444	333
とび・土工・コンクリート(土工・コン)	☒				555	444
石(土木)	☐					
タイル・れんが・ブロック(土木)	☐					
鋼構造物(門扉)	☐					

参加希望工事種別に対応する建設業許可の工種を選択するとその参加希望工事種別に希望したことになります。**選択漏れに十分ご注意ください。**

※経営事項審査を受審した建設業許可の工種は申請可能です。

入札参加希望の許可業種をご選択ください。(複数選択可)

例 参加希望業種

土木一式(土木一式、とび、鋼構造物、水道にチェック)
橋梁上部(土木一式、鋼構造物にチェック)

滋賀県 工事

申請先自治体名：滋賀県

業者番号		必須項目です。	0 / 20
入札参加営業所			
1級建築施工管理技術者の人数		人	
2級建築施工管理技術者の人数		人	
ISO9001の取得			
ISO14001またはISO27001等の取得			

入力項目名称	入力条件
業者番号	企業コードを入力してください。 ※「企業コード」は、例年4月に送付する「競争入札参加資格審査結果について(通知)」に明記されている「電子入札システム登録番号」と同一です。
入札参加営業所	選択不要です

1 級舗装施工管理技術者の人数 (P72参照)	舗装工事の入札参加を希望する場合は、別記様式5「技術職員調」(P.93)で参加希望工事を「舗装工事」としている者のうち、舗装施工管理技術者1級および2級の資格者の人数をそれぞれ入力してください。 <u>※会社に在籍する舗装施工管理技術者すべての人数を入力するのではなく、参加希望工事を「舗装工事」としている有資格者の人数を入力してください。</u>
2 級舗装施工管理技術者の人数 (P72参照)	
ISO9001 の取得 (P72参照)	申請日以前にISO9001 を建設業許可のある全事業所で認証取得している場合には、該当する項目を選択してください。 建設業許可のある全事業所では認証取得していない、もしくは無しの場合には、「無」を選択してください。
ISO14001 またはエコアクション 21 等の取得 (P72参照)	申請日以前にISO14001 を建設業許可のある全事業所で認証取得している場合や、エコアクション21を建設業許可のある全事業所で認証取得している場合、KESまたはエコステージを建設業許可のある全事業所で認証取得等している場合には該当する項目を選択してください。 建設業許可のある全事業所では認証取得していない、もしくは無しの場合には「該当なし」を選択してください。

美知メセナまたは淡海エコフォスターの登録	
高年齢者雇用確保措置	
障害者雇用 (法定雇用義務のある事業者)	
障害者雇用 (法定雇用義務のない事業者)	
しが障害者施設応援企業認定制度 (特定副産物以外の発注等実績)	
しが障害者施設応援企業認定制度 (特定副産物の発注等実績)	
次世代育成支援対策	

入力項目名称	入力条件
美知メセナまたは淡海エコフォスターの登録 (P73参照)	申請日以前に登録し申請日現在において美知メセナ制度の登録がある場合や、申請日以前に登録し申請日現在において淡海エコフォスター制度の登録がある場合、上記のいずれの制度にも登録がある場合には該当する項目を選択してください。 登録が無い場合には「該当なし」を選択してください。

高年齢者雇用確保措置 (P77参照)	高年齢者雇用確保措置を導入済みの場合には「有」を記入してください。 導入していない場合には「無」を選択してください。
障害者雇用(法定雇用義務のある事業者) (P74、101参照)	資格審査申請日直前の6月1日現在で、法定雇用障害者数を超える雇用がある場合、該当する項目を選択してください。 いずれも該当しない場合は「無」を選択してください。
障害者雇用(法定雇用義務のない事業者) (P74、101参照)	資格審査申請日直前の6月1日現在で、障害者を雇用している場合、該当する項目を選択してください。 いずれにも該当しない場合は「該当なし」を選択してください。
しが障害者施設応援企業認定制度(特定副産物以外の発注等実績)	調達・特定副産物以外の提供(寄付)により認定を受けている場合、該当する項目を選択してください。 該当しない場合は「該当なし」を選択してください。
しが障害者施設応援企業認定制度(特定副産物の発注等実績)(P74参照)	特定副産物の提供(寄付)により認定を受けている場合、該当する項目を選択してください。 該当しない場合は「該当なし」を選択してください。
次世代育成支援対策 (P75参照)	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合、「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録があり次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定(くるみん認定)を受けている場合は該当する項目を選択してください。 上記いずれにも該当しない場合は「該当なし」を選択してください。

防災協定の締結	
消防団員である従業員有無（管内消防団）★（人数を登録）	0 × 0人 1 / 1
地域貢献活動への参加（回数を登録）	0 × 0回 1 / 1
除雪作業等の受託実績（自管内対象）★	
コンプライアンスの普及・徹底	
保護観察対象者等の就労支援（協力事業主登録）	
保護観察対象者等の就労支援（直接雇用）	
保護観察対象者等の就労支援（間接雇用）	

入力項目名称	入力条件
防災協定の締結 （P75参照）	申請日において、国、特殊法人、地方公共団体との間で防災協定等を締結している場合は該当する項目を選択してください。 該当しない場合は「無」を選択してください。
消防団員である従業員有無（管内消防団）（人数を登録）（P78参照）	消防団員である職員について、その人数を「0～2」の範囲で記入してください。その人数が2名以上のとき「2」を記入してください。 該当しない場合は「0」を入力してください。
地域貢献活動への参加 （回数を登録） （P79参照）	国、県、または市町が主催する地域貢献活動（清掃活動や就業体験受入など）の実施回数を「0～5」の範囲で記入してください。 実施回数が5回以上の場合は「5」を記入してください。 該当しない場合は「0」を入力してください。
除雪作業等の受託実績 （自管内対象） （P80参照）	県・市町または道路公社が管理する道路に係る除雪作業等を受託している場合、該当する項目を選択してください。 該当しない場合は「無」を選択してください。
コンプライアンス普及・徹底（P81参照）	コンプライアンスにかかる社内規範等を定めており、かつ、「不当要求防止責任者」を選任して滋賀県警察本部に届出しており、定期的に責任者講習を受講している場合は該当する項目を選択してください。 該当しない場合は「無」を選択してください。
保護観察対象者等の就労支援（協力事業主登	大津保護観察所に協力雇用主として登録している場合は該当する項目を選択してください。

録) (P75参照)	該当しない場合は「無」を選択してください。
保護観察対象者等の就労支援(直接雇用) (P75参照)	協力雇用主として3か月以上保護観察対象者等を雇用した場合は該当する項目を選択してください。 該当しない場合は「無」を選択してください。
保護観察対象者等の就労支援(間接雇用) (P75参照)	保護観察対象者等を雇用している者と元請企業として下請負契約を締結し、その下請負工事の工期が保護観察対象者等の雇用期間を3か月以上含んでいる場合、該当する項目を選択してください。 該当しない場合は「該当なし」を選択してください。 ※下請工期と雇用期間の合致月数について、いずれの下請企業ごとの合致月数の合計も 3 か月に満たない場合で、複数の下請企業の合致月数を合計してはじめて 3 か月以上となる場合は「下請企業の数が1」としてください。

女性技術者の雇用	人 0 / 1
滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業	
VE提案業種 1	
VE提案回数 1	
VE提案業種 2	
VE提案回数 2	
VE提案業種 3	
VE提案回数 3	

入力項目名称	入力条件
女性技術者の雇用	女性技術者の人数を「0～5」の範囲で記入してください。 女性技術者が5人以上の場合は「5」を記入してください。 ※こちらの選択がないと女性技術者としての加点がなされません。
滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業	1つ星企業の場合、2つ星企業の場合、3つ星企業の場合該当する項目を選択してください。 該当しない場合は「該当なし」を選択してください。
VE 提案業種 (P77参照)	VE提案を行った業種を記入してください。
VE 提案回数 (P77参照)	VE提案を行った回数(採否通知書を交付されたもの)に限りま

	す。)を業種ごとに「0～6」の範囲で記入してください。 1業種に対して6回以上VE提案を行っている場合は「6」を記入してください。
--	--

登録業種ごとの細分化許可業種完成工事高の合計が表示されます。必ずしも許可業種の完成工事高合計とは一致しません。

【参加希望の有無および技術職員の人数】

工種	希望有無	技術職員区分とその人数「1」	技術職員区分とその人数「2」	技術職員区分とその人数「3」	審査対象事業年度完成工事高(千円)	審査対象事業年度以前完成工事高(千円)
土木一式		2 ×	3 ×	2 ×	9,444,443	4,565,656
土木一式（土木一式）	☒				555,555	121,212
とび・土工・コンクリート（土工・コン）	☒				8,888,888	4,444,444
石（土木）	☐					

許可業種（細分化業種）

「実績高整理表」で入力した細分化業種の完成工事高が表示されます。

・添付ファイルの登録（役職員名簿の登録）

申請画面の下欄の「添付ファイル」ボタンをクリックしてください。

クリップマークをクリックすると、「アップロードするファイルの選択」画面が開きます。作成済みの役職員名簿のファイルを選択して「開く」ボタンをクリックしてください。

保存ファイル名に指定はありませんが、記号や外字など使用できない文字がありますので、例：「役職員名簿（〇〇建設）」など分かりやすい名称としてください。

業者基本情報

業者登録区分 ☒ 単独企業 ☐ 経常JV

法人/個人区分 ☒ 法人 ☐ 個人

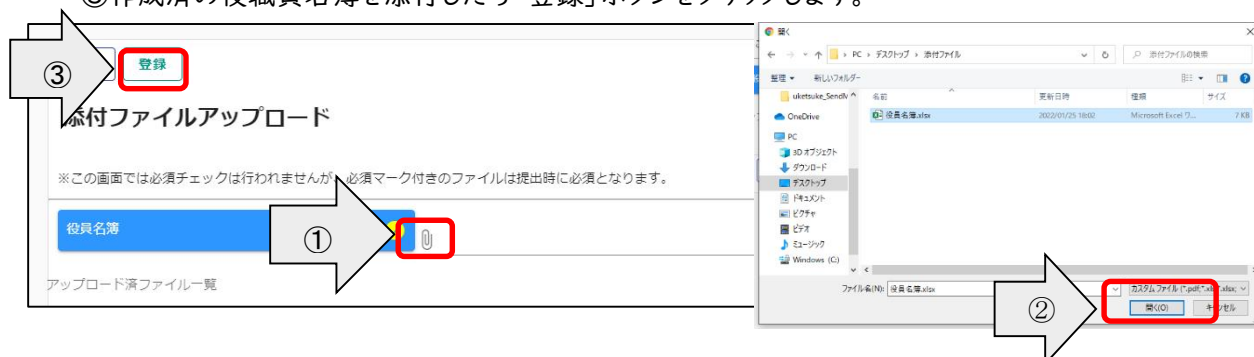
県内・県外区分 ☒ 県内業者 ☐ 県外業者

主たる営業所（本社または本店）の所在地が滋賀県内にある場合は県内業者を、それ以外の場合は県外業者を選択してください。

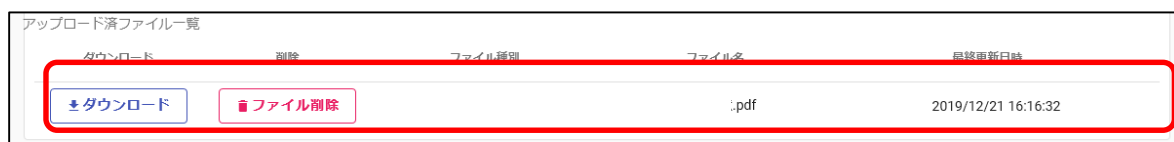
登録 申請書提出（確認） **添付ファイル** 実績高整理表 経営情報 一時ファイル保存 一時ファイル読込 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOPへ戻る 申請情報 業者基本情報 申請担当者情報 営業所情報 技術者情報

- ①クリップマークをクリックします。
- ②添付ファイルを選択して「開く」ボタンをクリックします。
- ③作成済の役職員名簿を添付したら「登録」ボタンをクリックします。



登録が完了すると、画面下部に登録済みの添付ファイルを表示します。



・実績高整理表の登録

①実績高整理表ボタンをクリックします。

業者基本情報

業者登録区分 ☒ 単独企業 ☐ 経営JV

法人/個人区分 ☒ 法人 ☐ 個人

県内・県外区分 ☒ 県内業者 ☐ 県外業者
主たる営業所（本社または本店）の所在地が道庁県内にある場合は県内業者を、それ以外の場合は県外業者を選択してください。

登録 申請書提出（確認） 個別登録 **実績高整理表** 経営情報 一時ファイル保存 一時ファイル読込 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

②経営事項審査における計算基準の区分を選択します。(注)

③細分化業種ごとに実績および完成工事高を入力します。

※細分化業種とは、許可業種をさらに細分化した業種です。

例:土木一式工事(許可業種)=土木一式工事(細分化業種)+橋梁上部工事(細分化業種)

※経営事項審査申請書の別紙「工事種類別完成工事高」の金額を元に入力してください。

④「登録」ボタンをクリックします。

④ 登録

実績高整理表

経営事項審査における計算基準の区分 ☒ 2年平均 ☐ 3年平均

許可業種	細分化業種	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 または 前々審査対象事業年度		審査対象事業年度	
		前々年度実績(千円)	前年度実績(千円)	完成工事高(千円)	完成工事高(千円)
土	土木一式		333	333	444
	橋梁上部				
合計		0	333	333	444

2期前の工事高を入力
(2年平均を選択した場合は記入不要)

1期前の工事高を入力

直前決算期の工事高を入力

(注) 経営事項審査における計算基準の区分について、「2年平均」を選択した場合、前々年度実績を入力するとエラーとなります。2年平均の場合は、前年度実績および完成工事高のみ入力してください。

審査対象事業年度の前審査対象事業年度または前々審査対象事業年度における「完成工事高(千円)」は、画面で入力する「前々年度実績(千円)」と「前年度実績(千円)」に基づき自動計算

されます。

- ・経営事項審査における計算基準の区分が「2年平均」の場合
「完成工事高(千円)」＝「前年度実績(千円)」
- ・経営事項審査における計算基準の区分が「3年平均」の場合
「完成工事高(千円)」＝(「前々年度実績(千円)」＋「前年度実績(千円)」)/2 (小数点以下切り捨て)
- ・細分化許可業種について
細分化許可業種:建設業許可業種を工事内容に応じてさらに細分化して区別した業種

例1:土木一式工事(許可業種)＝土木一式(細分化業種)＋橋梁上部(細分化業種)

実績高整理表					
経営事項審査における計算基準の区分 ☒ 2年平均 ☐ 3年平均					
許可業種	細分化業種	審査対象事業年度の 前々年度実績(千円)	審査対象事業年度の 前年度実績(2期前実績)(千円)	審査対象事業年度の 完成工事高(千円)	審査対象事業年度の 完成工事高(千円)
土	土木一式		121212	121,212	555555
	橋梁上部				
合計		0	121,212	121,212	555,555

例2:とび・土工コンクリート工事(許可業種)＝土工・コン(細分化業種)＋法面(細分化業種)＋とび・足場(細分化業種)＋公安(細分化業種)

と	土工・コン		4444444	4,444,444	8888888
	法面				
	とび・足場				
	公安				
合計		0	4,444,444	4,444,444	8,888,888

【細分化業種の建設工事例】

建設業許可の種類	細分化業種	建設工事例
土木一式	土木一式	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	橋梁上部	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）、プレストレストコンクリート工事（橋梁に係るもの）
建築一式	建築一式	建築一式工事
	文化財	文化財建造物修理工事
大工	建築	大工工事、型枠工事、造作工事
	文化財	文化財建造物修理大工工事
左官	左官	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート	土工・コン	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事（橋梁に係るものを除く）、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、屋外広告物設置工事（交通安全施設に係るものを除く）、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、潜水工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	法面	現場吹付法枠工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付工事、客土吹付け工事、植生ネット工事、法面保護工事
	とび・足場	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
	交安	道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識設置工事）、看板設置工事（交通安全施設に係るもの）
石	土木	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
	造園	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
屋根	屋根	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
電気	電気	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事（非常用電気設備を含む）、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	交安	道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設に係るもの）

管	管	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事（下水道法による流域処理施設に排水するものを除く）
タイル・れんが・ブロック	土木	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事
	造園	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
	建築附帯	タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物	門扉	閘門・水門等の門扉設置工事
	鉄骨	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	橋梁上部	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）
鉄筋	鉄筋	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装	舗装	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ	浚渫	しゅんせつ工事
板金	板金	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス	ガラス	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装	塗装	塗装工事（交通安全施設に係るものを除く）、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
	交安	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に係るもの）
防水	法面	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	建築附帯	防水工事（建築物に伴うもの）
内装仕上	内装	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
機械器具設置	機械	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
	交安	交通安全施設に係るもの
熱絶縁	熱絶縁	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備または燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事

電気通信	電気設備	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
	交安	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事（交通安全施設に係るもの）
造園	造園	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井	さく井	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具	建具	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設	水道	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
消防施設	消防	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設	清掃	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体	解体	工作物解体工事

【実績高整理表と経営事項審査申請書別紙一の対応関係】

戻る 登録

実績高整理表

経営事項審査における計算基準の区分 ☒ 2年平均 ☐ 3年平均

経営事項審査
計算基準同じ

許可業種	細分化業種	前々年度実績(千円)	前年度実績(千円)	完成工事高(千円)	完成工事高(千円)
土	土木一式		333	333	444
	橋梁上部				
合計		0	333	333	444

別紙一

許可業種同じ

金額一致

金額一致

経営事項審査申請書 別紙一

計算基準の区分 ☒ 1 (1.2年平均) ☐ 2 (2.3年平均)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度

審査対象事業年度

完成工事高(千円)

元請完成工事高(千円)

完成工事高(千円)

元請完成工事高(千円)

土木一式 工事

各許可業種の完成工事高が入力後自動で計算された許可業種の合計金額と一致しているか確認してください。上図の赤、青それぞれの金額の一致を確かめてください。

【よくある間違い】

とび土工コンクリート工事の売上高に法面工事の売上高が二重で計上され許可業種の売上高合計が一致しない。

・ 経営事項審査情報の登録

① 経営情報ボタンをクリックします。

経営基本情報

業者登録区分 ☒ 単独企業 ☐ 経営JV

法人／個人区分 ☒ 法人 ☐ 個人

県内・県外区分 ☒ 県内業者 ☐ 県外業者
主たる営業所（本社または本店）の所在地が滋賀県内にある場合は県内業者を、それ以外の場合は県外業者を選択してください。

戻る 登録 申請書提出（確認） 個別情報 添付ファイル 一覧 経営情報 一時ファイル保存 一時ファイル読込 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOPへ戻る 業者基本情報 申請担当者情報 営業所情報 技術者情報

② 経営事項審査情報を入力します。

③ 工事種別ごとの完成工事高を入力します。

④ 「登録」ボタンをクリックします。

④ 登録 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

経営事項審査情報

表示中データ：定期

経営事項審査情報

完成工事高の計算方法

評点 (Y点) 0 / 4

評点 (X 2点) 0 / 4

評点 (W) 0 / 5

完成工事高

No.1

種類 土木一式

許可区分

総合評定値 (P点) 0 / 4

完成工事高 千円 0 / 10

経営事項審査情報

完成工事高の計算方法

①

評点 (Y点)

②

0 / 4

評点 (X 2点)

③

0 / 4

評点 (W)

④

完成工事高

No.1

種類

土木一式

⑤

総合評定値 (P点)

⑦

0 / 4

評点 (X1)

⑨

0 / 4

許可区分

⑥

完成工事高

⑧

千円

0 / 10

元請完成工事高

⑩

千円

0 / 10

50

・申請書の提出

登録した申請内容の提出を行います。

申請画面下欄の「申請書提出（確認）」ボタンをクリックします。

業者登録区分 ☒ 単独企業 ☐ 経営JV

法人／個人区分 ☒ 法人 ☐ 個人

県内・県外区分 ☒ 県内業者 ☐ 県外業者
主たる営業所（本社または本店）の所在地が当該県内にある場合は県内業者を、それ以外の場合は県外業者を選択してください。

申請書提出（確認） 個別情報 添付ファイル 実績高整理表 経営情報 一時ファイル保存 一時ファイル読込 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOPへ戻る 申請情報 業者基本情報 申請担当者情報 営業所情報 技術者情報 個別情報 添付ファイル一覧

入力内容に不足・誤りがある場合は、下記のようなエラーメッセージが表示されますので、「戻る」ボタンをクリックし、そのメッセージに従い対象の入力内容を修正してください。

修正後、再度「申請書提出（確認）」ボタンをクリックしてください。

戻る

継続申請登録確認（建設工事）

▲ e.ve.ut.4003添付ファイルアップロード画面より、役員名簿をアップロードしてください。

処理状況：入力中（業者）

受付情報

受付番号

申請情報

申請年度 ☒ 令和8年度（令和9年度名簿のための申請）

業者基本情報

業者登録区分 ☒ 単独企業

法人／個人区分 ☒ 法人

戻る 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOPへ戻る 受付情報 申請情報 業者基本情報 申請担当者情報 営業所情報 技術者情報 個別情報 添付ファイル一覧

エラーメッセージの表示がない場合は入力内容を確認してください。

入力内容に問題がなければ、申請画面下欄の「画面印刷」ボタンをクリックし、さらに表示される「印刷」ボタンをクリックし、対象画面を印刷してください。（両面印刷で構いません）

※画面印刷の提出は不要です。大切に保管してください。



戻る 提出

継続申請登録確認（建設工事）

申請書の提出は完了していません。画面印刷を行った後に提出ボタンをクリックしてください。

処理状況：入力中（業者）

受付情報

受付番号 00000329

申請情報

申請年度 令和8年度（令和9年度名簿のための申請）

業者基本情報

戻る 提出 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く 画面印刷

TOPへ戻る 受付情報 申請情報 業者基本情報 申請担当者情報 営業所情報 技術者情報 個別情報 添付ファイル一覧

「印刷」ボタンをクリックし、お手持ちのプリンターで印刷をしてください。

画面印刷が完了したら、「戻る」ボタンをクリックして申請画面に戻ります。



戻る 印刷

新規申請登録確認（建設工事）（印刷）

処理状況：入力中（業者）

受付情報

受付番号 00005849

申請情報

申請年度 令和8年度（令和9年度名簿のための申請）

業者基本情報

業者登録区分	単独企業
法人／個人区分	法人
県内・県外区分	県内業者
最終更新日	2024/03/12
申請年月日（今年度初回申請時のみ入力）	2024/03/12
変更日（事実発生日）（変更申請時のみ入力）	
本社（店）簡号又は名称	テスト工事業者
本社（店）簡号又は名称（カナ）	テスト
代表者役職	代表
代表者氏名	代表 太郎

・提出（登録完了）

画面印刷が完了したら、「戻る」ボタンをクリックして申請画面に戻ります。

申請画面には「申請書の提出は完了していません。画面印刷を行った後に提出ボタンをクリックしてください。」のメッセージが表示されますが、これは注意喚起で表示している固定メッセージになります。

画面印刷が完了している場合は、申請画面下欄にある「提出」ボタンをクリックします。

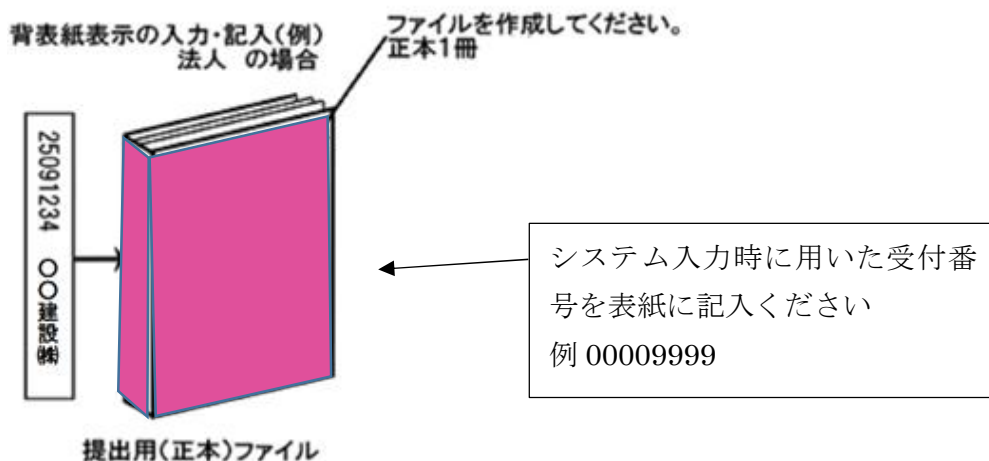
登録が完了した旨表示されます。

・ 確認書類の提出

チェックリストでセルフチェックを行ったうえで、提出書類をフラットファイルに綴じ込んで、滋賀県県土整備部監理課審査契約係共同受付担当に提出（原則郵送）してください。提出書類が滋賀県県土整備部監理課に到着後、引き続き県および各申請市町において審査を行います。

差戻し等連絡があった場合は、その内容に従って対応してください。

ファイルはピンク色（または赤色）のものを使用してください。



・ 登録完了後の処理

(1) 申請受付確認

インターネットによる登録が完了すると、受付システムから申請担当者メールアドレス宛てに「申請登録完了通知」メールが送信されます。30 分経過してもメールが届かない場合は、誤ったメールアドレスが登録されている可能性があります。登録したメールアドレスを確認して、修正してください。（Gmail のメールアドレスは使用できませんのでご注意ください。）

(2) 申請差戻し

登録した申請内容に修正が必要な場合や提出した書類に不備等がある場合は、「申請差戻し通知」メールが送信されます。理由および指示内容を確認し、不足している書類の提出や申請内容の修正を行ってください。この修正作業が行われないと、審査を完了できず、「申請不受理」とすることがあります。

(3) 審査完了

申請先県市町において、インターネットによる申請および送付された書類の二次審査が終了し、審査が完了した場合は受付システムから申請担当者メールアドレス宛てに「審査完了通知」メールが送信されます。

4.2.2 申請内容確認

①登録した申請内容を確認する場合、または現在の処理状況を確認する場合、申請受付システムメインページの「申請内容確認」ボタンをクリックします。

②個別情報を確認する場合は、申請登録画面の「個別情報」ボタンをクリックします。

※現在の処理状況に表示される内容について

入力中:申請者が入力中の状況です。

申請書提出:新規申請で「提出」ボタンを押した後、審査に入るまでの状況です。

(一次)審査中:審査中の状況です。

受理:審査が完了した状況です。

差戻し:審査の段階で不備があった場合の差戻しした状況です。

差戻し(発注機関で対応)・・・発注機関で修正対応するため申請者での対応は不要です。

・個別情報(申請する県市町・工種)の確認

③「個別情報」ボタンをクリックし、申請した工種、建設業区分等を確認します。

戻る

個別情報登録 申請自治体選択

登録先市町村名	希望有無	個別情報
滋賀県	☒	③ 個別情報
守山市	☐	
大津市	☐	
米原市	☐	
草津市	☐	
栗東市	☐	
甲賀市	☐	
長浜市	☐	

希望有無にチェックのあるものが申請される団体です。

④各個別情報登録画面の「戻る」ボタンをクリックすると前の画面に戻ることができます。



④

戻る

個別情報登録（工事）

滋賀県 工事

申請先自治体名：滋賀県

業者番号	11111111E
入札参加営業所	テスト支店
1級舗装施工管理技術者の人数	1人
2級舗装施工管理技術者の人数	1人
ISO9001の取得	有
ISO14001またはISO22000等の取得	ISO14001認証取得
美知メセナまたは渡海エコフォスターの登録	美知メセナ制度の登録がある
高齢者雇用確保措置	有
障害者雇用	有
障害者複数人数雇用確保措置	障害者を2人以上雇用しており、1人を除いても障害者雇用率を達成
しが障害者施設応援企業認定制度	有

・添付書類の確認

添付ファイルを確認する場合は、申請登録画面の「添付ファイル」ボタンをクリックします。

業者基本情報

業者登録区分	✓	単独企業
法人／個人区分	✓	法人
県内・県外区分	😊	県内業者
申請年月日	✓	
商号又は名称	✓	テスト工事株式会社
商号又は名称（カナ）	✓	テストコウジカブシキガイシャ
代表者役職	✓	テスト代表者
代表者氏名	✓	テスト 太郎
代表者氏名（カナ）	😊	テスト タロウ

戻る 添付ファイル 実績高整理表 経費情報 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOPへ戻る 申請情報 業者基本情報 申請担当者情報 営業所情報 技術者情報

添付ファイルを確認します。

戻る

添付ファイルアップロード

※この画面では必須チェックは行われませんが、必須マーク付きのファイルは提出必須です。

アップロード済ファイル一覧

ダウンロード	削除	ファイル種別	ファイル名	最終更新日時
📄ダウンロード	🗑️削除	役員名簿	役員名簿.xlsx	2022/01/27 16:11:33

- ①「ダウンロード」ボタンをクリックします。
- ②確認メッセージが表示されますので、「OK」ボタンをクリックします。
- ③ダウンロードしたファイルが表示されますので、ファイルをクリックし内容を確認します。
- ④確認後は、「戻る」ボタンをクリックして前画面に戻ります



・実績高整理表の確認

実績高整理表を確認する場合は、申請登録画面の「実績高整理表」ボタンをクリックします。



業者登録区分 ☒ 単独企業

法人／個人区分 ☒ 法人

県内・県外区分 ☒ 県内業者

申請年月日 ☒

商号又は名称 ☒ テスト工事株式会社

商号又は名称（カナ） ☒ テストコウジカブシキガイシャ

代表者役職 ☒ テスト代表者

代表者氏名 ☒ テスト 太郎

代表者氏名（カナ） ☒ テスト タロウ

戻る 個別情報 **実績高整理表** 経営情報 全ての項目を閉じる 全ての項目を開く

TOI 申請情報 業者基本情報 申請担当情報 営業所情報 技術者情報

申請した実績高整理表を確認します。

実績高整理表画面の「戻る」ボタンをクリックすると前の画面に戻ることができます。



実績高整理表

経営事項審査における計算基準の区分 ☒ 3年平均

許可業種	細分化業種	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 または 前々審査対象事業年度		審査対象事業年度	
		前々年度実績(千円)	前年度実績(千円)	完成工事高(千円)	完成工事高(千円)
土	土木一式	180	100	140	200
	橋梁上部	500	150	325	250
合計		680	250	465	450

・ 経審情報の確認

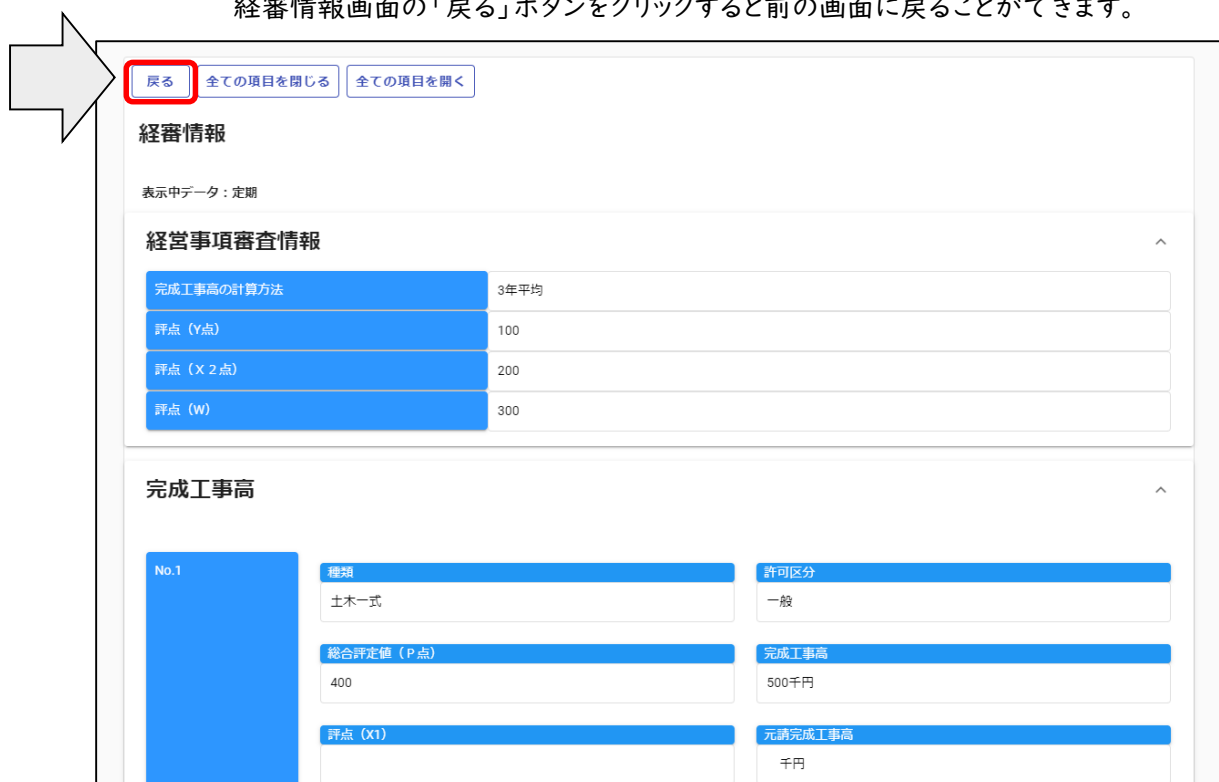
経審情報を確認する場合は、申請登録画面の「経審情報」ボタンをクリックします。



The screenshot shows the application registration screen. At the top, there are input fields for company name, representative name, and address, each with a yellow checkmark icon. Below these fields is a navigation bar with several buttons: 「戻る」, 「個別情報」, 「添付ファイル」, 「一覧表」, 「経審情報」 (highlighted with a red box), 「全ての項目を閉じる」, and 「全ての項目を開く」. Below the navigation bar are more buttons: 「TOPへ戻る」, 「申請」, 「基本情報」, 「申請担当者情報」, 「営業所情報」, and 「技術者情報」. A large grey arrow points from the 「経審情報」 button to the next screenshot.

申請した経審情報を確認します。

経審情報画面の「戻る」ボタンをクリックすると前の画面に戻ることができます。



The screenshot shows the '経審情報' (Audit Information) screen. At the top left, there is a large grey arrow pointing to the 「戻る」 button, which is highlighted with a red box. The navigation bar at the top contains 「戻る」, 「全ての項目を閉じる」, and 「全ての項目を開く」 buttons. Below the navigation bar is the title 「経審情報」 and a subtitle 「表示中データ：定期」. The main content area is divided into two sections: 「経営事項審査情報」 and 「完成工事高」. The 「経営事項審査情報」 section contains a table with the following data:

項目	値
完成工事高の計算方法	3年平均
評点 (Y点)	100
評点 (X 2 点)	200
評点 (W)	300

The 「完成工事高」 section contains a table with the following data:

項目	値
No. 1	
種類	土木一式
許可区分	一般
総合評定値 (P 点)	400
完成工事高	500千円
評点 (X1)	
元請完成工事高	千円

4.2.3 申請書修正

登録を行ったものの申請内容に修正がある場合や、審査にあたり差戻しを受けて申請内容の訂正を行う場合、申請受付システムメインページの「申請書修正」ボタンをクリックします。

※申請者が修正を行うことができるのは、「審査」が行われる前または「差戻し」時のみです。

現在の処理状況を確認する場合は、「申請内容確認」ボタンをクリックして確認ください。

継続申請登録（建設工事）が表示されます。

4.2.1 と同様の手順で申請内容の修正を行います。

申請書修正が行えるのは申請先団体による審査が行われる前までです。
 (処理状況が「入力中(業者)」、「申請書提出済」、「差戻し」の場合のみ)

戻る

継続申請登録（建設工事）

処理状況：（一次）審査中

申請情報

申請年度

現在の処理状況が表示されます。

業者基本情報

業者登録区分	✓	単独企業
法人／個人区分	✓	法人
県内・県外区分	✓	県内業者
申請年月日	✓	
商号又は名称	✓	テスト工事株式会社
商号又は名称（カナ）	✓	テストコウジカブシキガイシャ
代表者役職	✓	テスト代表者
代表者氏名	✓	テスト 太郎

※上記の処理状況が、「（一次）審査中」または「受理」の場合は、申請書修正が実行できません。

こちらの場合、「申請書修正」ボタンをクリックしてもエラーメッセージが表示されます。

申請受付システムメインページ

▲ e.be.ut.0003:申請書修正は実行できません。

登録申請メニュー

申請年度

新規申請

申請書修正

新規申請を実施したい場合はこちら。

登録した申請書を修正したい場合はこちら。

申請内容確認

変更申請

登録した申請書の内容を確認したい場合はこちら。

変更申請を実施したい場合はこちら。

継続申請

パスワード更新

前年度にも申請しており、継続申請を実施したい場合はこちら。

パスワード更新はこちら。

ログアウト

滋賀県に申請されない（市町のみ申請される）場合でも、県に提出いただく書類が必ずありますのでご注意ください。

V 提出書類

5.1.1 提出書類一覧 ※詳細は 69 ページ以降を参照ください。

【システムにアップロードする書類】

No	名 称	様 式	備考
1	役職員名簿（紙での提出は不要です）	別記様式 1	必須

【滋賀県に提出する書類】

No	名 称	様 式	備考
1	誓約書兼同意書	別記様式 2	必須
2	総合評価値通知書の写し	—	必須
3	経営事項審査申請書等の控えの写し （様式第 25 号の 14、様式第 25 号の 14（別紙一）、様式第 25 号の 14（別紙二）、様式第 25 号の 14（別紙三）、実務経験経歴書）※1	申請書類全て	必須
4	委任状	別記様式 3	△
5	工事経歴書（様式第 2 号（建設業許可関係）） 経審の申請業種ごとに直前 1 年分を提出 ※滋賀県知事許可業者は不要	様式第 2 号 （建設業許可 関係）	必須
6	技術職員調（滋賀県に入札参加申請する場合に提出）	別記様式 5	△ 県は 必須
7	技術職員の常勤性確認書類 ※経営事項審査申請書の技術職員名簿（第 25 条の 14（別紙二）に記載されていない技術職員については必要	—	必須
8	技術職員に係る検定または試験の合格証その他の当該職員が有する資格に係る書面 ※経営事項審査申請書の技術職員名簿（第 25 条の 14（別紙二）に記載されていない技術職員の資格（掲載分）については必要	—	必須
9	舗装施工管理技術者に関する資格者証の写し	—	△
10	路面標示施工技能士に関する資格者証の写し	—	△
11	ISO 認証取得証明書の写し（ISO 9001 または 14001）	—	△
12	エコアクション 21、KES またはエコステージの認証・登録証の写し	—	△
13	美知メセナ活動合意書の写しまたは淡海エコフオスター制度の合意書の写し	—	△
14	障害者雇用状況届	別記様式 6	△

15	障害者雇用状況届に係る確認資料 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等(①の資料については審査後返送するため、返信用封筒(重量分の切手貼付)1通を併せて送付ください。) ②雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ③ハローワーク受付の障害者雇用状況報告書の写し(法定雇用義務のある事業者のみ)	—	△
16	しが障害者施設応援企業認定制度認定における特定副産物提供報告書等 ※しが障害者施設応援企業認定制度による認定を特定副産物の提供(寄付)により受けている場合のみ必要	別記様式11等	△
17	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書(くるみん認定・労働局発行)の写し	—	△
18	団体が発行する防災協定の加入証明書の写し	—	△
19	防災(または災害)協定書または契約書の写し	—	△
20	保護観察対象者等の就労支援に関する証明書(別記様式9)(写し可)または、その他大津保護観察所長が協力雇用主として登録していることを証明する書類の写し、その他大津保護観察所長が保護観察対象者等の雇用について証明する書類(写し可)	別記様式9等	△
21	保護観察対象者等の間接雇用に関連する下請契約書の写し等	—	△
22	人権研修報告書	別記様式10	△
23	人権研修報告書にかかる確認資料		△
24	VE提案採否通知書(様式5)の写し	—	△
25	高年齢者雇用確保措置の導入を証する書類(就業規則等)の写し	—	△
26	団員証の写しまたは消防団員任命状況確認書(写し可)	別記様式7	△
27	地域貢献活動実施報告書	別記様式8	△
28	地域貢献活動により国、県または市町から受けた通知文の写しや写真等	—	△
29	除雪業務委託契約書等の写し	—	△
30	コンプライアンスにかかる社内規範等の写し	—	△
31	「不当要求防止責任者講習」の受講修了書の写し	—	△
32	国税に未納がないことを証する書類(発行後3か月以内・免税業者も必要) 原則として(その3の2)または(その3の3) (その3)の場合、消費税の他に所得税または法人税の選択も必要(写し可)	—	必須
33	本店所在地および入札参加申請を委任する営業所所在地それぞれの市町税等に未納がないことを証する書類(発行後3か月以内・免税業者も必要・写し可)	—	必須

※1 経営事項審査を電子申請された方についてはシステムからダウンロードした様式を印刷して

添付してください。

※ 県税に未納がないことを証明する書類の提出は不要です。

△:該当する場合にのみ提出

【各市町に提出する書類】

彦根市、長浜市、近江八幡市、日野町、竜王町、愛荘町、甲良町および多賀町に提出する書類はございません。

各市町にのみ申請する場合でも必ず【滋賀県に提出する書類】を滋賀県に提出する必要があります。

大津市に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。※A4判ファイルに綴じ込むことは不要です。クリアファイルに入れて大津市に提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	使用印鑑届	大津市様式	p.82	必須
2	登記事項証明書(法人) or 身分証明書(個人)	—	p.82	必須
3	建設業許可を証明する書類(証明書、通知書、国交省の HP のいずれか)	—	p.83	必須
4	総合評定値通知書の写し	—	p.83	必須
5	主観的評価項目確認表(市内業者のうち①土木一式工事②建築一式工事③舗装工事④電気設備工事⑤給排水冷暖房工事⑥造園工事のいずれかを希望業種とする業者のみ)	大津市様式	p.83	△
6	滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証または滋賀県被災宅地危険度判定士登録証の写し(市内業者のうち①土木一式工事②建築一式工事③舗装工事④電気設備工事⑤給排水冷暖房工事⑥造園工事のいずれかを希望業種とする業者のみ)	—	p.83	△

注) △…該当する場合に必要な書類

草津市に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

※A4版ファイルに綴じ込むことは不要です。クリアファイルに入れて草津市に提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	主観点評価項目等確認表(市内業者のみ)	草津市様式 I	p.83	必須
2	ボランティア清掃活動内容が客観的に判断できる資料(市内業者(該当者)のみ)	—	p.83	△

注) △…該当する場合に必要な書類

守山市に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	資本関係・人的関係調書【市内本店業者のみ】	守山市様式 1	p.84	必須
2	社会貢献活動確認調書【市内本店業者のみ】	守山市様式 2 (県 様式 7 でも可)	p.84	必須

栗東市に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	工事施工総括表 (市内本店のみ)	栗東市様式 1	p.84	
2	技術職員調書 (市内本店、市内支店・営業所等のみ)	栗東市様式 2	p.84	
3	社会貢献 (消防) 活動調書及び消防団員証の写し (市内本店のみ)	栗東市様式 3 (県様式 7 でも可)	p.84	
4	市貢献 (漏水修理) 活動調書 (市内本店のみ)	栗東市様式 4	p.85	
5	栗東きょうどう夢の森プロジェクト協賛金領収証の写しまたは 銀行振込が確認できるもの (市内本店のみ)		p.85	

甲賀市に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	資本関係・人的関係調書 (該当がある場合のみ)	甲賀様式 1	p.86	△
2	技術者報告書 (市内・準市内業者のみ)	甲賀様式 2	p.86	必須

野洲市に申請する事業者 (市内業者のみ) のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

※野洲市については提出時期もご注意ください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	直前 2 年決算期分の工事経歴書 (市内業者のみ)	野洲様式第 1 号	p.86	必須
2	技術職員調 (市内業者のみ)	野洲様式第 2 号	p.87	必須
3	野洲市消防団員を従業員として雇用していることが認められる書類 (市内本店業者のみ)	消防団員の証 (写し) 又は県様式 7 でも可	p.87	△

湖南市に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	湖南市消防団員を従業員として雇用していることが認められる書類 (市内本店、営業所業者のみ)	消防団員の証 (写し) 又は県様式 7 でも可	p.87	△

高島市に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	技術職員資格調書（建設工事）（市内業者のみ）	高島市工事様式 1 号	p.87	必須

東近江市に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	技術者一覧（市内本店のみ）	東近江市様式2	P.87	△

米原市に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	市内営業所所在確認書（準市内業者のみ）	米原指定様式	P.87	△
2	技術職員調関係書類 （参加希望工事において、滋賀県に入札参加しない者のみ）	県別記様式5	P.88	△

豊郷町に申請する事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

※A4版ファイルに綴じ込むことは不要です。クリアファイルに入れて豊郷町に提出してください。

No	名 称	様 式	参照頁	備考
1	豊郷町納付金納付証明書（町内業者のみ）※原本提出	指定様式 （豊郷町 HP から ダウンロード）	P.88	必須
2	労災保険・雇用保険料納付済書（町内業者のみ）	任意様式	P.88	必須
3	総合評価値通知書の写し		P.88	必須
4	希望業種の建設業許可申請書の写し（支社、営業所で許可を受けていることがわかる書類含む）および希望業種の施工実績がわかる書類（契約書の写し等）（町内業者で新規業者のみ）	任意様式		

5.2 確認書類の作成

5.1.1 に記載した提出書類を確認のうえ、申請に必要な書類を作成してください。役職員名簿については、受付システムにエクセルファイルをアップロードしてください。

システムにアップロード

No.1 役職員名簿

商号または名称、所在地、連絡先および役職員情報を記載してエクセルファイルにて提出してください。

掲載する役職員は、個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員を全員記載してください。

役職名は、個人である場合には「個人事業主」とし、法人である場合にはその役員の役職名を記載してください。

氏名欄におけるフリガナは全角カタカナで記載し、漢字表記およびフリガナ共に姓と名の間は空白を作ってください。

生年月日の元号については、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」で表記してください。

滋賀県に提出

No.1 誓約書兼同意書

滋賀県暴力団排除条例等の趣旨にのっとり、滋賀県市町の競争入札参加有資格者から暴力団等を排除するため、誓約書兼 同意書（別記様式2）および役職員名簿（別記様式1）を提出してください。また、滋賀県税および各市町税等の完納情報を確認するため、誓約書兼同意書（別記様式2）に住所地等を記入ください。

- ・申請者欄に商号または名称および代表者氏名を記載してください。（申請事務担当者名ではなく、代表者名を記載してください。）
- ・納税情報確認欄には本社・本店情報を記入ください。
- ・ご提出いただくことで入札参加申請する全ての団体に対して誓約し同意したものとみなします。

No.2 総合評定値通知書の写し

建設業法第 27 条の 27 第1項の規定により、許可行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）が通知したもので、経営事項審査の審査基準日が令和7年7月1日から令和8年6月30日までの最新のものの写しを提出してください。

ただし、許可行政庁に対し、総合評定値請求済であるが資格審査申請書の提出期限までに総合評定値通知書の写しを提出できない方は、総合評定値通知書が許可行政庁から届き次第、直ちにその写しを滋賀県へ郵送で提出してください。総合評定値通知書の提出がない場合、競争入札参加資格者名簿に登載できないことがあります。

※滋賀県知事許可業者についても提出が必要です。

No.3 経営事項審査申請書等の控えの写し

No.2の総合評定値通知書の申請書(①経営規模等評価申請書総合評定値申請書(第25号の14)、②工事種別完成工事高工事種別元請完成工事高(第25号の14 別紙一)、③技術職員名簿(第25号の14 別紙二)、④その他の審査項目(第25号の14 別紙三)、実務経験経歴書)の控えの写しを提出してください。

※滋賀県知事許可業者についても提出が必要です。

No.4 委任状

主たる営業者(=本社・本店)以外から市町に入札参加する支店等がある場合、提出が必要です。**(複数の支店へ委任する場合はその支店ごとの委任状が必要です。)**

※滋賀県に入札参加できるのは、主たる営業所からのみです。

No.5 工事経歴書(様式第2号(建設業許可関係))

滋賀県知事許可業者については、提出不要。

大臣許可業者については、近畿地方整備局に提出した決算変更届の工事経歴書(様式第2号(建設業許可関係)の控えの写し(経営事項審査受審業種に限る)を1年分提出してください。

No.6 技術職員調

県に入札参加する方は提出してください。

記載方法等については 93ページの記載例をご確認ください。(旧別記様式3と同内容)

No.7 技術職員の常勤性確認書類

システム入力した技術職員で経営事項審査申請書の技術職員名簿に掲載されていない技術職員について次に掲げる必要書類をご提出ください(いずれも写し)。

経営事項審査申請書の技術職員名簿に掲載されている技術職員については経営事項審査の際に常勤性について確認済みのため、添付不要です。(例) 法人の従業員の場合…アとオ

ア.健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近で交付のもの)、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し、健康保険組合からの資格証明書の原本(発行から3か月以内のもの)のいずれか

イ.国民健康保険の加入が確認できる下記いずれかの書類

・資格情報のお知らせの写しまたはマイナポータルから資格情報を印刷したもの

※マイナポータルにログインし、健康保険証のページに入る。「資格情報をPDFで保存」ボタンから資格情報をダウンロードしたものを印刷してください。

・資格確認書の写し(マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない場合)

ウ.個人事業主の所得税確定申告書(第一表)の写し(個人事業主分のみ、税務署の受付印のあるもの) ※電子申請の場合は、「メール詳細」の打出しも添付。

エ.個人事業主の所得税確定申告書(第二表)の写し(必要に応じ、収支内訳書や青色申告決算書等も)

オ.雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等(公共職業安定所長発行のもの)

技術職員の常勤確認資料一覧表

		ア	イ	ウ	エ	オ
法人	役員	○※注①				
	従業員	○※注①				○※注①
個人事業	事業主		○	○		
	専従者		○		○	
	従業員	○※注①	○			○※注①

(注意事項)

① 社会保険・雇用保険ともに適用除外となる者は、所得税源泉徴収簿、給与台帳、出勤簿など審査基準日以前6か月超の勤務状況が確認できる書類の写しまたは「厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ」通知の写しをご提出ください。

<社会保険適用除外者>

・法人の場合…後期高齢者や、厚生年金保険のみ適用事業所の場合で70歳以上の者

・個人事業の場合…従業員が5名未満の事業所(任意適用事業所を除く)に雇用される者

<雇用保険適用除外者>

・代表取締役の親族や個人事業主の親族(生計が一と認められる場合等)

② 75歳以上の高齢者または65歳～74歳の障害認定を受けた方はアではなくイが必要となります。

③ 健康保険被保険者証の事業所名の記載がない場合は、併せて健康保険組合理事長などによる事業所名の記載のある資格証明書の写しをご提出ください。

④ 申請日までに退職した技術職員については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しをご提出ください。

※いずれも、審査基準日以前6か月+1日以上勤務状況が確認できるものをご用意ください。

※技術職員は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む)に限ります。

※資格情報のお知らせ、資格確認書の写しおよびマイナポータルから資格情報を印刷したものを提出する場合は、プライバシー保護の観点から保険者番号、被保険者記号・番号および個人番号についてマスキングを施したものを提出してください。

No.8 技術職員に係る検定又は試験の合格証その他の当該職員が有する資格に係る書面

システム入力した技術職員で経営事項審査申請書の技術職員名簿に掲載されていない資格について次に掲げる必要書類をご提出ください(いずれも写し)。経営事項審査申請書の技術職員名簿に掲載されている技術職員の資格については経営事項審査の際に確認済みのため添付不要です。

- ①合格証・卒業証明書等の写し
- ②実務経験経歴書(経営事項審査 参考様式第1号)
 - ※実務経験の確認が必要な技術者がいる場合に必要
 - ※以前に経営事項審査や入札参加資格審査に申請した際の受付印のある経歴書の複写でも可。
- ③1級監理技術者で講習受講者がいる場合は次の2つも必要。
 - ・監理技術者資格証の写し(表裏両面)
 - ・講習修了証の写し

No.9 舗装施工管理技術者に関する資格者証

参加希望工事が「舗装工事」の場合に舗装施工管理技術者に関する資格者証の写しを提出ください。

No.10 路面標示施工技能士に関する資格者証

参加希望工事が「交通安全施設工事」の「塗装」の場合に路面標示施工技能士に関する資格証の写しを提出ください。

No.11 ISO認証取得(ISO9001、ISO14001)

(1) 対象団体

県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町

(2) 要件

- ・申請日以前に取得していること(認証の日付が申請日以前であること)
- ・建設業許可のある全事業所で取得していること
- ・建設業関連の業務で認証を取得していること

(3) 提出書類

- ・審査登録機関(公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)等)による証明書の写し

No.12 エコアクション21、KESまたはエコステージの認証・登録

(1) 対象団体

県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町

(2) 要件

- ・申請日以前に取得していること（認証の日付が申請日以前であること）
- ・建設業許可のある全事業所で取得していること。
- ・認証・登録の範囲に建設業が含まれていること。

(3) 提出書類

- ・認証、登録証の写し

No.13 社会貢献活動（「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録）

(1) 審査対象団体

県、長浜市、近江八幡市、守山市、野洲市、高島市、米原市、日野町

(2) 要件

- ・申請日以前に登録していること（合意日が申請日以前であること）
- ・申請日において活動を継続していること
- ・滋賀県の制度に登録していること（市町等の制度は対象外）

(3) 提出書類

- ・美知メセナ活動合意書または淡海エコフオスター制度の合意書の写し

No.14,15 障害者応援関連（障害者雇用）

(1) 審査対象団体

県、彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市

(2) 要件

＜滋賀県の要件＞詳細は後述 101ページ

資格審査申請日直前の6月1日現在において下記(1)の条件を満たす場合、加点内容のとおりに加点評価を行います。(注1)

①法定雇用義務のある事業者（注2）の場合

- ・法定雇用障害者数を超える障害者の雇用が0.5人または1.0人の場合 20点加算します。
- ・法定雇用障害者数を超える障害者の雇用が1.5人または2.0人の場合 25点加算します。
- ・法定雇用障害者数を超える障害者の雇用が2.5人以上の場合 30点加算します。

②法定雇用義務のない事業者の場合

- ・雇用している障害者数が0.5人または1.0人の場合 20点加算します。
- ・雇用している障害者数が1.5人または2.0人の場合 25点加算します。
- ・雇用している障害者数が2.5人以上の場合 30点加算します。

(注1) 障害者数の算定方法は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定による。

(注2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく常用雇用労働者数(除外率により除外すべき労働者を控除した数)が 40.0人 以上である場合において障害者の雇用状況を厚生労働大臣に報告する義務のある事業者。

<彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市の要件>

障害者の雇用人数に応じて加算

(3) 提出書類

【法定雇用義務のある事業者の場合】

・ハローワーク受付の「障害者雇用状況報告書」の写し

・「障害者雇用状況届」(別記様式6)

【法定雇用義務のない事業者の場合】

・「障害者雇用状況届」(別記様式6)

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等

・雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

・手帳等の書類を返却するための返信用封筒(重量分の切手を貼付してください。)

<対象労働者へのプライバシーの配慮について>

障害者雇用状況届の作成にかかる障害者の把握および確認にあたっては、厚生労働省策定の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/78.pdf>)により適正に対応してください。特に下記については「どのようなことがあっても行ってはならない」事項ですので注意願います。

- ・利用目的の達成に必要な情報の取得は行ってはならない。
- ・労働者本人の意思に反して、障害者である旨の申告または手帳の取得を強要してはならない。
- ・障害者である旨の申告または手帳の取得を拒んだことにより解雇その他の不利益な扱いをしてはならない。
- ・正当な理由なく特定の個人を名指して情報収集の対象としてはならない。
- ・産業医等医療関係者や企業において健康情報を取り扱う者は、届出書類の作成者から労働者の障害に関する問い合わせを受けた場合、本人の同意を得ずに情報の提供を行ってはならない。

No.16 障害者応援関連(しが障害者施設応援企業認定制度・特定副産物の提供(寄付))

(1) 審査対象団体

県

(2) 要件

令和7年度の実績に基づく令和8年度の「しが障害者施設応援企業認定制度」による認定を「特定副産物の提供(寄付)」により受けていること。

(3) 提出書類

- ・別記様式 11「しが障害者施設応援企業認定制度認定における特定副産物提供報告書」
- ・別記様式 11に記載した提供にかかる「しが障害者施設応援企業認定通知」の写し
- ・報告書に記載した提供にかかるしが障害者施設応援企業認定申請書兼誓約書(様式第1号)および取引実績証明書(様式第2号)、しが障害者施設応援企業認定において、障害者が行う生産活動に直接資する材料、物品等を無償で定期的に提供していることを申請するために提出した書類の写し
- ・提供した特定副産物が建設工事の現場から発生した建築副産物であることがわかる資料や写真等

No.17 次世代育成支援対策

(1) 審査対象団体

県、近江八幡市、草津市

(2) 要件

- ・申請日以前に基準適合一般事業主認定を受けていること

(3) 提出書類

- ・基準適合一般事業主認定通知書(労働局発行)の写し

No.18,19 防災協定等の締結

(1) 審査対象団体

県

※各市町(大津市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町)にも評価項目があります。

(2) 要件

- ・申請日以前に締結し、申請日において引き続き締結していること
- ・社団法人等(建設業協会等の団体)が防災協定等を締結している場合は、申請日以前に当該団体に加盟し、申請日において引き続き加盟していること
- ・滋賀県内の活動が協定の対象となっていること

(3) 提出書類

- ① 社団法人等（建設業協会等の団体）が防災協定等を締結している場合
 - ・団体が発行する、団体への加入と防災協定締結を証明する証明書の写し
- ② 直接締結している場合
 - ・防災協定書または契約書の写し

No.20,21 保護観察対象者等の就労支援

(1) 審査対象団体

県、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、東近江市

(2) 要件

- ① 協力雇用主の登録の場合
 - ・申請日までに大津保護観察所に協力雇用主として登録していること
 - ・申請日現在において、引き続き登録していること
- ③ 直接雇用の場合
 - ・令和6年4月1日から令和8年3月31日の間に保護観察対象者等を3か月以上雇用していること
- ④ 間接雇用の場合
 - ・下請企業（一次、二次等の層次を問わず）が令和6年4月1日から令和8年3月31日の間に保護観察対象者等を3か月以上雇用していること
 - ・下請の工期が下請企業の保護観察対象者等の雇用期間を3か月以上含んでいること
 - ※下請工期と雇用期間の合致月数について、いずれの下請企業ごとの合致月数の合計も3か月に満たない場合は、複数の下請企業の合致月数を合計して3か月以上となること
 - ・下請負金額が50 万円以上（元請が複数の下請工事を発注した場合、または同じ元請の工事を2回以上の工期に分けて発注した場合はその下請金額の合計）であること。

(3) 提出書類

① 協力雇用主の登録の場合

下記のいずれかの書類

- ・別記様式9「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書」（大津保護観察所の証明済のもの）（写し可）
- ・大津保護観察所が発行する登録証の写し（大津保護観察所長印が押印されているもの）
- ・その他大津保護観察所長が協力雇用主として登録していることを証明する書類の写し

② 直接雇用の場合

- ・別記様式9「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書」（大津保護観察所の証明済のもの）（写し可）
- ・その他大津保護観察所長が保護観察対象者等の雇用について証明する書類（写し可）

③ 間接雇用の場合

- ・下請企業が証明を受けた、別記様式9「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書」（写し可）
- ・下請企業が証明を受けた、その他大津保護観察所長が保護観察対象者等の雇用について証明する書類（写し可）
- ・元請にかかる工事請負契約書の写し（工事名、請負金額、契約者および工期が確認できる部分）
- ・下請負契約書の写し（工事名、請負金額、契約者および工期が確認できる部分）
- ・施工体系図（作成が義務付けられていない工事であっても作成してください。）

(4) 協力雇用主等に関する問合せ

協力雇用主の登録や保護観察対象者等の雇用の詳細については、大津保護観察所にお問い合わせください。

[大津保護観察所の連絡先]

住所:大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎7階

電話番号:077-524-6683

No.22、23 人権研修

(1) 審査対象団体

彦根市、甲賀市、湖南市

(2) 要件

①彦根市

事業主または雇用している者が、**審査基準日の直前1年間に**彦根市または滋賀県主催の人権問題に関する研修会に参加したこと。対象とする研修は、彦根市・彦根市教育委員会・滋賀県・滋賀県教育委員会主催の研修および彦根市内で開催される人権のまちづくり懇談会。

②甲賀市(市内業者、準市内業者の場合に提出)

企業内外で行われた人権研修に事業主または雇用している者が参加したこと

③湖南市

従業員等を対象とした独自の研修会の開催や官公庁主催の研修会や地域、民間等での研修会等への参加をしたこと

(3) 提出書類

- ・人権研修報告書
- ・研修に係る資料の写し

No.24 VE提案

(1) 審査対象団体

県

※市町の加点については、各市町の要件および提出書類を確認してください。

(2) 要件

- ・県発注工事で令和6年4月1日から令和8年3月31日の間にVE提案していること
 - ・上記について令和8年12月31日までにVE提案採否通知書を交付されていること
- ※ただし、共同企業体(JV)のVE提案については対象外とします。

(3) 提出書類

- ・県発注工事にかかるVE提案に対する採否通知書(様式5)の写し
- ※申請当日において採否通知書が交付されていない場合は、VE提案書(様式1)の写しを提出し、交付され次第、監理課審査契約係に提出してください。

No.25 高年齢者雇用確保措置

(1) 審査対象団体

県

(2) 要件

① 就業規則の場合

- ・労働基準監督署の受付印があること
- ・受付印の日付および該当規定の施行期日が申請日以前であること

② 労使協定の場合

- ・従業員の代表と事業主の記名押印があること
- ・締結日および該当規定の施行期日が申請日以前であること

(3) 提出書類

- ・高年齢者雇用確保措置が記載された就業規則または労使協定の該当部分の写し
就業規則の場合：就業規則の表紙と退職に関する規定部分
労使協定の場合：継続雇用制度に関する規定部分と労使双方の代表者の記名押印部分
- ・就業規則等に退職の定めがない場合には就業規則等の全ての写し

No.26 消防団協力活動状況

(1) 審査対象団体

県

※市町（大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町）にも評価項目があります。

(2) 要件

- ・令和8年4月2日以前に滋賀県内の消防団に入団し、申請日時点において消防団員として在籍していること（消防団員には、団長、副団長、分団長等を含みます）
- ・申請日現在雇用されていること（消防団員である職員には、当該企業の代表者・役員を含みます）
- ・県内の営業所等に勤務していること
- ・申請者において所得税の源泉徴収をしていること
- ・社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者であること
ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除きます。
- ・雇用保険の被保険者であること
ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。
- ・給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること
- ・出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に参加している者）であること

(3) 提出書類

- ・消防団員証の写しまたは別記様式7「消防団員任命状況確認書」(団長等が証明済みのもの)(写し可)

※消防団員証の写しの場合、加入日が分かるもの

(4) 留意事項

消防団とは、消防組織法に基づきそれぞれの市町村に設置される消防機関です。自警団等の自主防災組織は含みません。

消防団活動は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、地域防災力の要として災害対応に従事するもので、こうした自主的な活動を県の入札参加資格審査において評価するものです。この趣旨に反して、入札参加資格確認申請のために、会社が職員に対して消防団への入団を強制することのないようよろしくお願いします。

No.27、28 地域貢献活動への参加

(1) 審査対象団体

県

※市町の加点については、各市町の要件および提出書類を確認してください。

(2) 内容

国、県、または市町が主催する地域貢献活動(清掃活動や就業体験受入など)への参加
1回につき2点を加算します。(上限10点)

(3) 要件

- ・「対価を伴わない自主的非営利活動」、「企業としての取組み」、「具体的な活動実績」、「活動内容の客観的挙証」の「基本4要件」を満たしていること(金品の寄付、各種協力協定等の締結そのものは対象とはなりません。)
- ・下表の「地域貢献活動 分類表」に該当すること
- ・滋賀県内の活動であること
- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施した活動であること

【地域貢献活動 分類表】

分 類	活動内容	活動の実施主体または依頼者等
[分類1] 清掃活動	国、県または市町が主催する清掃活動への参加 (注1)(注2)	・国の各機関、県または市町 ・国の各機関、県または市町の長、各部署の長、施設の長 ・学校の長(私立学校を含む) ・滋賀県内の国・県・市町の指定管理者
[分類2] 地域の建設業を担う次世代育成支援	就業体験受入または建設業体験事業 (注5)	

分 類	活動内容	活動の実施主体または依頼者等
[分類3] 地域への技術力の還元	・公共施設の除雪、学校グラウンドの整備等の公共施設ボランティア活動 ・国、県または市町の依頼等に基づいて実施する高齢者宅水道・電気点検活動等の支援を必要とする方々へのボランティア活動	
[分類4] 災害緊急時活動	(1)「滋賀県災害対策本部」または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害における次のいずれかの活動 ①パトロール活動 ②人道支援(炊き出し、物資運搬その他被災者支援活動の実施) ③がれき等の撤去 ④資機材提供(建設機械、発電機、ブルーシート、仮設便所等の無料貸し出し)	上記の証明者および社会福祉協議会またはボランティアを支援する団体等の長
	(2)国、県または市町が主催する防災訓練への参加 (注3)防災訓練には実働訓練のほか、情報収集・伝達訓練および図上訓練を含む。	・国の各機関、県または市町 ・国の各機関、県または市町の長、各部署の長、施設の長

(注1)「美知メセナ制度」および「淡海エコフオスター制度」に基づく活動については別途加えますので、この地域貢献活動には含みません。

(注2)清掃活動には、自治体が特定の日(びわ湖の日など)に自治会、事業者および各種団体に対して自主的な清掃活動を提唱して実施するもので、実施主体が県や市町でなく評価の対象にならないもの(注4に該当するものを除く)があります。開催案内チラシや依頼文等で実施主体等が上表に該当するかどうかをご確認ください。

(注3)災害緊急時活動へ参加を申し出される場合は、必ず法人・個人の別を明確にして申し出してください。

(注4)市町自身が構成員となっており、かつ市町が事務局を担当している団体が実施主体である場合など、市町が実施主体に深く関与していると認められる地域貢献活動については、市町が主催するものと同等に評価します。

(注5)就業体験の受入および建設業体験事業については、滋賀県外や海外の学校からの受入れも評価対象とします。

(4) 提出書類

・別記様式8「地域貢献活動実施報告書」原本および添付書類

※申請者が活動に参加したことが確認できる資料(次の①～③)を添付してください(①と②は原則として添付してください。②は就業体験受入のためプライバシーに配慮する必要がある場合など、提出が困難な場合は不要とします。)

- ① 依頼文や開催案内チラシなどで実施主体(または依頼者)および活動内容が確認できるものの写し

- ② 申請者の活動が確認できる写真や参加者名簿
- ③ 礼状、表彰状、新聞記事など

No.29 除雪作業等の受託実績

(1) 審査対象団体

県

※市町（栗東市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町）にも評価項目があります。

(2) 要件

- ・県、市町または道路公社が管理する道路に係る除雪作業等で、当該団体から受託していること
- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に受託していること
- ・建設業団体等が代表して契約している場合は、次の内容が契約書に明記されていること

(ア) 実際に作業を行う企業名

(イ) 作業を行う企業ごとの作業対象区間

(3) 提出書類

- ・除雪業務委託契約書等の写し

No.30、31 コンプライアンスの普及・徹底

(1) 審査対象団体

県

(2) 要件

① コンプライアンスにかかる社内規範等の要件

- ・次の項目の全てを含む社内規範等を申請日以前に制定し、申請日現在有効であること（複数の社内規則、規程等に分かれていてもよい）
- （ア）建設業法の遵守、（イ）贈賄、談合等の不正行為の防止、（ウ）独占禁止法の遵守、（エ）暴力団等反社会的勢力に対する姿勢、（オ）労働関係法令の遵守、（カ）交通法規の遵守、（キ）人権の尊重、（ク）環境への配慮

② 不当要求防止責任者および講習受講の要件

- （ア）申請日以前に雇用され、引き続き申請日現在雇用されていること（不当要求防止責任者である職員には、当該企業の代表者・役員を含みます）
- （イ）申請日現在、不当要求防止責任者として選任され、滋賀県警察本部に選任届出が提出されていること
- （ウ）申請日以前3年以内に責任者講習を受講していること。

※申請日以前3年以内に不当要求防止責任者が交代している場合で、交代後、責任者講習が開催されていない場合は、前任者の受講修了書をもって加点評価の

対象とします。

※申請日以前3年以内に責任者講習が開催されていない場合は、直近の責任者講習の受講修了書をもって加点评価の対象とします。

(エ) 滋賀県内の営業所等に勤務していること

(オ) 申請者において所得税の源泉徴収をしていること

(カ) 社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者であること

ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除きます。

(キ) 雇用保険の被保険者であること

ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。

(ク) 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。

(ケ) 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に参加している者）であること。

(3) 提出書類

- ・コンプライアンスにかかる社内規範等（社内規則・規程・マニュアルなど）の写し
- ・「不当要求防止責任者講習」の受講修了書の写し

No.32 国税に未納がないことを証する書類（発行後3か月以内・免税業者も必要）

発行官庁（税務署）指定様式第8号の原則として（その3の2）、（その3の3）のいずれかを提出してください（写し可）

発行官庁（税務署）指定様式第8号（その3）の提出も可能としますが、個人事業主の場合は税目で所得税及び消費税が選択されていること、法人の場合は税目で法人税および消費税が選択されていることが必要です。

※申請日において、発行後3か月以内のものを提出してください。

※免税業者の方も提出が必要です。

※消費税または地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収の猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書」の写しまたは「納税証明書（その1）」を提出してください。

※インターネットを利用した納税証明書の交付請求については、次のホームページをご参考ください。

e-Taxホームページ（納税証明書の交付請求について）

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

No.33 本店所在地および入札参加申請する営業所所在地それぞれの市町税等に未納がないことを証する書類

申請日において、発行後3か月以内のものを提出してください。(写し可)

本店所在地および入札参加営業所全ての市町税等に未納がないことを証する書類が必要です。

各市町へ提出

【大津市】

※下記書類についてはA4判ファイルに綴じ込むことは不要です。クリアファイルに入れて大津市に提出してください。

No.1 使用印鑑届

大津市が発注する建設工事等の見積、入札、支払い請求時等に使用する印鑑を押印すること。実印を使用印鑑とする場合も届出が必要。

No.2 登記事項証明書(法人)or 身分証明書(個人)

申請日において、発行後3か月以内のものを提出してください。

・法人は全部事項証明書を提出すること

・個人事業主の場合市町の市民課・住民課等が発行する身分証明書を提出のこと

※証明書は写し可

No.3 建設業許可を証明する書類(証明書、通知書、国交省のHPのいずれか)

申請日において印刷後3か月以内のものを提出してください。

※証明書、通知書は写し可

No.4 総合評定値通知書の写し

滋賀県に提出する書類と同一のものを提出してください。

No.5 主観的評価項目確認表(大津市様式)

市内業者のうち①土木一式工事②建築一式工事③舗装工事④電気設備工事⑤給排水冷暖房工事⑥造園工事のいずれかを希望業種とする業者のみ提出してください。

No.6 滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証または滋賀県被災宅地危険度判定士登録証の写し

市内業者のうち①土木一式工事②建築一式工事③舗装工事④電気設備工事⑤給排水冷暖房工事⑥造園工事のいずれかを希望業種とする業者のみ提出してください。

【草津市】

※下記書類についてはA4版ファイルに綴じ込むことは不要です。クリアファイルに入れて草津市に提出してください。

No.1 主観点評価項目等確認表(市内業者のみ)

市内業者のみ提出してください。

詳細については、草津市の市町要件等説明資料をご確認ください。

No.2 ボランティア清掃活動内容が客観的に判断できる資料((市内業者(該当者)のみ)

市内業者のうち、活動実績がある方は提出してください。

詳細については、草津市の市町要件等説明資料をご確認ください。

※令和8年度申請(令和9年度名簿のための申請)から、使用印鑑届兼誓約書(草津市様式2)の提出は不要となりますが、見積書や契約書、請求書等にはこれまでどおり、代表者印の押印が必要です。

※令和9年度から、格付基準を見直し、土木一式工事(土木一式工事)にあらたにDの区分を設けます。詳しくは草津市ホームページをご確認ください。

【守山市】

No.1 資本関係・人的関係調書(様式1) ※市内本店業者のみ

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めていないことから、別紙「資本関係又は人的関係に関する調書の作成要領」に従って調書を作成してください。

No.2 社会貢献活動確認調書(様式2) ※市内本店業者のみ

申請日現在雇用されていること(消防団員である職員には、代表者・役員を含み、臨時雇用、出向社員は除く)

【栗東市】

No.1 工事経歴(市内本店業者のみ)

(1) 内容

- ・参加希望工事に係る実績について記入してください
- ・工事施工総括表は、経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の完成工事高の平均(2年または3年)にあわせて記入してください。

(2) 提出書類

- ・工事施工総括表

No.2 技術職員調書（市内業者（市内本店及び市内支店・営業所等のみ））

（1）内容

- ・格付区分を設ける6工事（土木一式、建築一式、舗装、電気設備、給排水冷暖房、水道施設）については、技術職員1人につき参加希望工事は1種類までとし、6工事内での兼務はできません。
- ・栗東市内の支店・営業所等から申請される場合は、その事業所に所属する職員について記入してください。

（2）提出書類

- ・技術職員調書

No.3 栗東市消防団協力活動状況（市内本店業者のみ）

（1）要件

- ・申請日時点において、代表者、役員及び常時雇用者が栗東市消防団に在籍していること。

（2）提出書類

- ・社会貢献（消防）活動調書及び消防団員証の写し（県様式7でも可）

No.4 上水道修繕委託業務の活動実績（市内本店業者のみ）

（1）要件

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までにおいて、上水道修繕委託業務契約に基づく漏水修理活動の実績があること。

（2）提出書類

- ・市貢献（漏水修理）活動調書

No.5 社会貢献活動（栗東きょうどう夢の森プロジェクト協賛事業者）（市内本店業者のみ）

（1）要件

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までにおいて、栗東きょうどう夢の森プロジェクトの協賛金を支払っていること。

（2）提出書類

- ・栗東きょうどう夢の森プロジェクト協賛金領収証（栗東市商工会発行）の写し
または銀行振込が確認できる書類

【甲賀市】

No.1 資本関係・人的関係調書（該当がある場合のみ）

- ・別紙「資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について」を参考に、甲賀様式1により作成してください。

No.2 技術者報告書（市内・準市内業者のみ）

- ・市内にある本店、支店または営業所で登録する場合のみ、甲賀様式2により作成してください。
 - ・登録する本店、支店または営業所の常勤技術者を記入してください。
 - ・技術者区分「1」「2」「3」および資格コードは、資格コード表を参照してください。
 - ・参加希望工事は、「土」「建」「ほ」「水」「園」のように略号での記載も可とします。
 - ・参加希望工事は、**技術職員1人につき1種類とし、2種類以上を重複して記載することはできません。また、全ての参加希望工事につき、必ず1人以上の技術職員を配置してください。**（3つの参加希望工事に入札参加するには、最低でも3人の技術職員が必要です。）
 - ・舗装工事を希望する場合は、舗装施工管理技術者を配置してください。また、舗装工事の有無に関わらず、舗装施工管理技術者については一番右の欄に1, 2級の区分および資格者証登録番号を記入してください。
 - ・現住所は市町村までの記入としてください。
 - ・指定建設業監理技術者資格者証（表裏両面・講習修了証を含む）または舗装施工管理技術者資格者証を保有している場合は、その写しを添付してください。（有効期限切れは認めていません。申請者が法人の場合、現在の所属の会社名が記載されていることが必要です。）
 - ・技術者職員名簿（経営規模等評価結果申請書様式二十五の十一の別紙2）に**記載されていない方を技術者報告書に記載する場合は、合格証明書の写しおよびその者の雇用を証明する書類の写し**を添付してください。この場合も、指定建設業監理技術者資格者証（表裏両面・講習修了証を含む）または舗装施工管理技術者資格者証を保有している場合は、その写しを添付してください。
- また、**実務経験者**については技術者職員名簿に**記載されている方のみ**とします。

【野洲市】

No.1 直前2年決算期分の工事経歴書（市内業者のみ）

- ・野洲市指定様式第1号で提出すること。（経営事項審査の工事経歴書の写しでも可）
- ・受任により申請の場合は、支店、営業所等の工事経歴が分かるよう提出すること

No.2 技術職員調(市内業者のみ)

- ・野洲市指定様式第2号で提出すること。
- ・受任により申請の場合は、支店、営業所等の技術職員が分かるよう提出すること

No.3 野洲市消防団員を従業員として雇用していることが認められる書類

(市内本店業者のみ)

- ・申請日時点において、従業員または役員が野洲市内の消防団に在籍していること

【湖南市】

No.1 湖南市消防団員を従業員として雇用していることが認められる書類

(市内本店、営業所業者のみ)

- ・申請日時点において、従業員または役員が湖南市内の消防団に在籍していること

【高島市】

No.1 技術職員資格調書(建設工事)(市内業者のみ)

- ・市内にある本店、支店または営業所で登録する業者の方のみ提出してください。
- ・①技術職員区分とその人数②資格の名称③資格コードは、高島市入札参加資格審査申請マニュアル 建設工事(県内・県外業者共通)を参照のうえ記入してください。
- ・参加希望工事は技術者1人で複数業種に計上可能です。
- ・技術職員名簿(経営規模等評価結果申請書様式二十五の十一の別紙2)に記載されていない方を記載する場合は、合格証の写しおよびその者の雇用を証明する書類(健康保険証等)の写しを添付してください。
- ・書類は原則メールで提出してください。

【高島市 契約検査課 Mail:keiyaku@city.takashima.lg.jp】

【東近江市】

No.1 技術者一覧(市内本店のみ)

市内本店で入札参加を希望される場合は、技術者一覧(東近江市様式2)を作成し、申請後1箇月以内に東近江市契約検査課まで送付してください(技術者、資格コード等が受付システムで登録した内容と合致するように記載してください。)

※東近江市入札参加資格審査申請マニュアル(建設工事)を参照してください。

【米原市】

No.1 準市内業者の市内営業所所在確認

- ・市外に主たる営業所があり、建設業許可を有する米原市内営業所から入札参加する準市内業者を対象とする。
- ・指定様式に営業所看板・標識が確認できる建物全景および営業所入口、事務設備を有する事務室であることおよび建設業許可票提示が分かる内部写真、赤で着色した営業所、目印となる道路、建物を含む周辺図を添付のこと。
- ・建物の所有が分かる書類（1/2 以上の自社所有が分かる発行 3 か月以内の登記事項証明書、賃貸物件における営業所は賃貸期間の分かる賃貸借契約書）の写しを添付のこと。
- ・新規申請の場合は、市内営業所が参加希望工事に対応する許可業種の建設業許可を有することが分かる資料を提出のこと。

No.2 技術職員調関係書類

- ・滋賀県に入札参加せずに米原市に入札参加する者にあつては、技術職員調および直近の経営事項審査申請書の技術者名簿（受付印付）の写しを米原市に提出すること。
- ・システム入力した技術職員で経営事項審査申請書の技術職員名簿に掲載されていない技術職員については、滋賀県の入札参加時に作成する要領に従い技術職員の常勤性確認書類、技術職員に係る検定または試験の合格証その他の当該職員が有する資格に係る書面を提出すること。
- ・「舗装工事」を参加希望工事として、滋賀県に申請せずに米原市に申請する者にあつては、舗装施工管理技術者に関する資格者証の写しを提出すること。
- ・「交通安全施設工事（塗装）」を参加希望工事として、滋賀県に申請せずに米原市に申請する者にあつては、路面標示施工技能士に関する資格証の写しを提出すること。

【豊郷町】

※下記書類についてはA4版ファイルに綴じ込むことは不要です。クリアファイルに入れて豊郷町に提出してください。

No.1 豊郷町納付金納付証明書（町内業者のみ）※原本提出のこと

町ホームページから指定様式をダウンロードし所定の証明を受けること

（発効後 3 か月以内）

No.2 労災保険・雇用保険料納付済書（町内業者のみ）

申請日時点で最新のもの。（写しても可）

No.3 総合評定値通知書の写し（町内業者のみ）

【別記様式Iの記載例】

法人の記載例

アップロード)

役職員名簿

商号または名称	〇〇建設株式会社
所在地	滋賀県大津市京町四丁目1番1号

番号	役職名	フリガナ	氏名 (漢字表記)	生年月日			
				和暦	年	月	日
1	代表取締役	シガケン ハナコ	滋賀県 花子	H	2	4	1
2	取締役	オオツシ タロウ	大津市 太郎	S	50	5	1
3	取締役	ヒコネシ ジロウ	彦根市 次郎	S	35	6	1
4	監査役	ナガハマシ ヨウコ	長浜市 陽子	S	20	7	1
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員を記載してください。なお、役員以外であっても、取引上の一切の権限を委任された代理人(支店長等)についても記載してください。

個人事業主の記載例

役職員名簿

商号または名称	〇〇工務店
所在地	滋賀県大津市京町四丁目1番1号

番号	役職名	フリガナ	氏名 (漢字表記)	生年月日			
				和暦	年	月	日
1	個人事業主	シガケン ハナコ	滋賀県 花子	H	2	4	1
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員を記載してください。なお、役員以外であっても、取引上の一切の権限を委任された代理人(支店長等)についても記載してください。

【別記様式2記載例】

個人事業主の記載例

別記様式2

誓約書 兼 同意書

令和 年 月 日

入札参加資格申請自治体の長 あて

共同受付に伴い、あて先は「入札参加資格申請自治体の長」のままとしてください。

事実と相違

- 滋賀県市町が発注する建設工事、コンサルタント等業務、土木施設維持管理業務等に関する事項について、以下の事項を承諾し、遵守することを誓約します。
- 次のいずれかに該当する者ではないこと。
 - 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県市町との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - 上記(a)から(e)までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該相手方と契約を締結することやこれを不当に利用することなどしている者
 - 滋賀県税およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。
 - 滋賀県内の市町の税、料金およびこれらに付随する延滞金等に滞納がないこと。
 - 滋賀県市町が指定する申請フォーマットに記載の要件等を具備していること。

従い誠実に実行すること。

その納付または納入の状況に関して、完納情報の確認を行うこと。

その納付または納入の状況に関して、完納情報の確認を行うこと。

加有資

を求められた場合に応じること。

商号名称と代表者名を記入してください

【個人事業主の場合】

「住所」および「主たる営業所の所在地」を記入ください。

「住所」および「主たる営業所の所在地」が同一の場合は「主たる営業所の所在地」欄に同上と記入ください。

申請者 ○○工務店 滋賀県花子

納付状況確認のため次の情報をご記入ください

住所・ 本社所 在地	個人事業主	住民票記載の住所	大津市京町四丁目１番１号
	業主	主たる営業所の所在地	同上
	法人	登記簿記載の本社所在地	
		主たる営業所の所在地	
フリガナ			マルマルコウムテン
商号・名称			〇〇工務店
フリガナ			シガケン　ハナコ

別記様式2

法人の記載例

誓約書 兼 同意書

令和 年 月 日

入札参加資格申請自治体の長 あて

滋賀県市町が発注する建設工事、コンサルタント等業務、土木施設維持管理業務等を受託する者として、本誓約書に同意し、本誓約書に定める条件に従って誠実に実行すること。

1) 次のいずれかに該当する者ではないこと。

- (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県市町との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ロ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (ハ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (ニ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (ホ) 上記(ア)から(ハ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該相手方と契約を締結することやこれを不当に利用することなどしている者

2) 滋賀県税およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。

3) 滋賀県内の市町の税、料金およびこれらに付随する延滞金等に滞納がないこと。

4) 滋賀県市町が規定する申請マニュアルに記載の要件等を具備していること。

5) 滋賀県市町が規定する契約に関する規則や契約の締結等に関する条件に従って誠実に実行すること。

共同受付に伴い、あて先は「入札参加資格申請自治体の長」のままとしてください。

【法人の場合】

「登記簿上の本社所在地」および「主たる営業所の所在地」を記入ください。

「登記簿上の本社所在地」および「主たる営業所の所在地」が同一の場合は「主たる営業所の所在地」欄に同上と記入ください。

の納付または納入の状況に関して、完納の納付または納入の状況に関して、完納情報提供の有資格者名簿から抹消等の措置が求められた場合に応じる

商号・名称と代表者職名、代表者氏名を記載してください。

申請者 ○○建設株式会社 代表取締役 滋賀太郎

住所・本社所在地	個人事業主	住民票記載の住所	
		主たる営業所の所在地	
	法人	登記簿記載の本社所在地	大津市京町四丁目1番1号
		主たる営業所の所在地	同上
フリガナ			マルマルケンセツ
商号・名称			○○建設株式会社
フリガナ			シガ タロウ
代表者氏名			滋賀 太郎

【別記様式4記載例】

別記様式 4			
法第7条第2号のイまたはロに該当する者および技術者資格区分表の資格区分欄に年数が記載された資格者について作成すること。 許可申請において専任技術者に該当している者にあつては、省略することができる。			
実 務 経 験 経 歴 書 下記のとおり、実務の経験を有することに相違ないことを誓約します。			
令和3年 月 日		商号または名称	〇〇建設㈱
		許可番号	第 25091234 号
(技術者の)			
		住 所	甲賀市水口町××1-1
		氏 名	甲賀 三郎
		生 年 月 日	S 52 年 3 月 1 日
		採用年月日	H 18 年 8 月 1 日
建設工事の種類		記	
土木一式 工事			
使用された事業所	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数
〇〇建設㈱	現場監督	〇〇川荒廃砂防工事	H19年11月から 20年10月まで
〃	〃	県道××線道路改良工事	20年11月から 21年 4月まで
〃	〃	〇×川河川改良工事	21年 5月から 22年 3月まで
〃	〃	公共下水事業△△第3工区管渠築造工事	22年 4月から 23年 5月まで
〃	〃	〇△汚水1号幹線管渠布設工事	23年 6月から 24年 8月まで
〃	〃	×××川通常砂防工事	24年 9月から 25年11月まで
〃	〃	×〇川面整備工事	25年12月から 26年12月まで
〃	〃	国道△×号道路改良工事	27年 3月から 27年10月まで
〃	〃	〇〇×汚水枝線管渠築造工事	27年12月から 28年 3月まで
〃	〃	市道〇×〇×線単独道路改良工事	31年 3月から R1年10月まで
〃	〃	国道×△×△号道路改良工事	2年11月から 3年 3月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
合 計			満 26 年 3 月
(記載要領) 1. 「実務経験の内容」欄には、使用されていた期間において携わった建設工事の具体的な工事名1年につき1件記入すること。(それぞれの工事の完成年度が重複しないように気を付けて下さい。) 2. 「合計」欄には、現在までのすべての経験年数を記入すること。 3. 法第7条第2号のイに該当する者(指定学科卒業生)は以下も記入すること。 ※ 一人の者が実務経験で担当できるのは2業種までで、それぞれの業種について法第7条第2号ロ該当とする場合は、少なくとも20年以上の建設工事に関する実務経験が必要です。			
高 卒 者	高等学校 科 年 月卒業		
大 卒 者	大学 学部 学科 年 月卒業		

- (1) 実務経験が必要な資格については、実務経験経歴書を提出してください。
- ただし、過去の入札参加資格審査や経営事項審査において受付済のものがある場合、受付印がある実務経験経歴書の写しでも可です。
- (2) 記入方法については様式内の記載要領を参照してください。

【別記様式5記載例】

別記様式 5

技 術 職 員 調

㊦)

※印には記入しないでください。

	1	2	3		1	2	3		1	2	3
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

注意事項

- ・太枠線内のみ記入してください。
- ・県外営業所に勤務する技術者は記入しないでください。
- ・女性の技術者については、「女性技術者」欄に○を記入してください。

申請者

※	※	※	氏 名	生年月日	女性 技術者	技術職員 区分	資格 コード	参加希望 工事 (略号)	採用 年月日	現住所	監理技術者 資格者証交付番号	所属 営業所
専任	社保 健保 年金	雇保										
			滋賀 太郎	S45. 1. 5		1	113	土	H6. 4. 1	大津市	12121212	本社
			大津 一郎	S47. 6. 1		1	214	土	H7. 4. 1	大津市	34343434	〃
			草津 次郎	S55. 7. 25		2	212	土	H11. 4. 1	甲賀市		草津
			甲賀 三郎	S43. 5. 6		3	002	土	S63. 8. 1	甲賀市		本社
			東近江四郎	S48. 3. 2		1	137	建	H11. 9. 1	東近江市	56565656	〃
			彦根 五郎	S57. 10. 2		2	120	建	H19. 6. 10	彦根市		〃
			長浜 六郎	S52. 2. 3		2	221	建	H11. 1. 1	長浜市		〃
			高島 七美	H2. 11. 1	○	2	214	附	H21. 4. 1	高島市		〃
			木之本八郎	S53. 4. 3		1	113	ほ	H11. 4. 1	長浜市	78787878	本社
			建設 九美	S46. 9. 12	○	2	214	ほ	H14. 4. 1	草津市		草津
			工事 十郎	S48. 7. 21		2	167	交	H11. 8. 1	草津市		草津

・参加希望工事に配置しない女性技術者を雇用している場合、以下に記入してください。

			滋賀 花子	H10. 6. 12	○	1	133	—	R4. 4. 1	栗東市	90909090	草津
					○							

(1) 職員の要件については、滋賀県が別に記載している「技術職員基準」を確認してください。

※「技術職員基準」は「県要件等説明資料」に記載しています。

(2) 参加希望工事の種類ごとに、「技術職員区分」順で記入してください。

(3) 技術職員1人につき配置できる参加希望工事は1種類のみです。また、全ての参加希望工事につき1人以上の技術職員の配置が必要です。

※参加希望工事が「舗装工事」の場合は、別紙の「舗装施工管理技術者要件」に応じた技術者の配置が必要です。

※参加希望工事が「交通安全施設工事」の「塗装」の場合は、「路面標示施工技能士」の資格を有する技術者の配置が必要です。

※経営事項審査では、技術職員の数の算定において技術職員1名につき2業種を選択しますが、入札参加申請では、これに関係なく配置できます。

(4) 女性技術職員区分は、技術職員が女性の場合に「○」を記入してください。また、参加希望工事に配置しない女性技術者を雇用している場合は下欄に記入してください。

(5) 技術職員区分は、下表により「1」、「2」、「3」のいずれかを記入してください。

「1」	監理技術者資格者証を保有（実務経験による取得も含む）し、監理技術者講習を修了している者
「2」	上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表（P.95～P.99）のⅠまたはⅡに○のついている資格を保有している者
「3」	上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○のついている資格を保有している者

(6) 資格コードは資格コード表（P.95～P.99）により記入してください。

(7) 参加希望工事は参加希望工事の略号・コード表（P.100）により略号で記入してください。

※参加希望工事が舗装工事で、舗装施工管理技術者を技術職員として記入している場合は、参加希望工事の略号を○で囲んでください。

例 (ほ)

※参加希望工事が交通安全施設工事で、路面標示施工技能士を技術職員として記入している場合は、参加希望工事の略号を○で囲んでください。

例 (交)

(8) 現住所は市町まで記入してください。

【資格コード表】

	コード	資格区分			技術職員区分		
					I	II	III
	001	法第7条第2号イ該当【実務3年または5年】					○
	002	法第7条第2号ロ該当【実務 10 年】					○
	003	法第 15 条第2号ハ該当(同号イと同等以上)					○
	004	法第 15 条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)					○
建設業法 『技術検 定』	111	一級建設機械施工技士			○		
	212	二級建設機械施工技士(第 1 種～第 6 種)				○	
	113	一級土木施工管理技士			○		
	214	二級土木施工管理技士	種 別	土木		○	
	215			鋼構 造物 塗装		○	
	216			薬液 注入		○	
	120	一級建築施工管理技士			○		
	221	二級建築施工管理技士	種 別	建築		○	
	222			躯体		○	
	223			仕上 げ		○	
	127	一級電気工事施工管理技士			○		
	228	二級電気工事施工管理技士				○	
	129	一級管工事施工管理技士			○		
	230	二級管工事施工管理技士				○	
	131	一級電気通信工事施工管理技士			○		
	232	二級電気通信工事施工管理技士				○	
	133	一級造園施工管理技士			○		
	234	二級造園施工管理技士				○	
建築士法 『建築士 試験』	137	一級建築士			○		
	238	二級建築士				○	
	239	木造建築士				○	
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)			○		

『技術士 試験』	142	建設『鋼構造及びコンクリート』・総合技術監理(建設『鋼構造及びコンクリート』)	○		
	143	農業『農業土木』・総合技術監理(農業『農業土木』)	○		
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	○		
	145	機械・総合技術監理(機械)	○		
	146	機械『流体力学』又は『熱工学』・総合技術監理(機械『流体力学』又は『熱工学』)	○		
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	○		
	148	上下水道『上水道及び工業用水道』・総合技術監理(上下水道『上水道及び工業用水道』)	○		
	149	水産『水産土木』・総合技術監理(水産『水産土木』)	○		
	150	森林『林業』・総合技術監理(森林『林業』)	○		
	151	森林『森林土木』・総合技術監理(森林『森林土木』)	○		
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	○		
	153	衛生工学『水質管理』・総合技術監理(衛生工学『水質管理』)	○		
	154	衛生工学『廃棄物管理』・総合技術監理(衛生工学『廃棄物管理』)	○		
	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
電気工事 士法 『電気工 事士試験』	155	第一種電気工事士		○	
	256	第二種電気工事士 【実務3年】			○
電気事業 法 『電気主任 技術者国 家試験等』	258	電気主任技術者(第1種～第3種) 【実務5年】			○
電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者 【実務5年】			○

『電気通信主任技術者試験』					
水道法 『給水装置工事主任技術者試験』	265	給水装置工事主任技術者【実務1年】			○
消防法 『消防設備士試験』	168	甲種消防設備士		○	
	169	乙種消防設備士		○	
職業能力開発促進法 『技能検定』	166	ウェルポイント施工		○	
	266	// 2級【実務3年】			○
	167	路面標示施工		○	
	171	建築大工		○	
	271	// 2級【実務3年】			○
	164	型枠施工		○	
	264	// 2級【実務3年】			○
	172	左官		○	
	272	// 2級【実務3年】			○
	157	とび・とび工		○	
	257	// 2級【実務3年】			○
	173	コンクリート圧送施工		○	
	273	// 2級【実務3年】			○
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管		○	
	274	// 2級【実務3年】			○
	175	給排水衛生設備配管		○	
	275	// 2級【実務3年】			○
	176	配管(選択科目『建築配管作業』)・配管工		○	
	276	// 2級【実務3年】			○
	170	建築板金(選択科目『ダクト板金作業』)		○	
	270	// 2級【実務3年】			○

	177	タイル張り・タイル張り工		○	
	277	// 2級【実務3年】			○
	178	築炉・築炉工・れんが積み		○	
	278	築炉・築炉工 2級【実務3年】			○
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工		○	
	279	ブロック建築・ブロック建築工2級【実務3年】			○
	180	石工・石材施工・石積み		○	
	280	// 2級【実務3年】			○
	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
職業能力 開発促進 法 『技能検 定』	181	鉄工(選択科目『製缶作業』又は『構造物鉄工作 業』)・製罐		○	
	281	// 2級【実務3年】			○
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目『鉄筋施工図作成作業』 および『鉄筋組立て作業』)		○	
	282	// 2級【実務3年】			○
	183	工場板金		○	
	283	// 2級【実務3年】			○
	184	板金(選択科目『建築板金作業』)・建築板金(選択科目『内外装板 金作業』)・板金工(選択科目『建築板金作業』)		○	
	284	// 2級【実務3年】			○
	185	板金・板金工・打出し板金		○	
	285	// 2級【実務3年】			○
	186	かわらぶき・スレート施工		○	
	286	// 2級【実務3年】			○
	187	ガラス施工		○	
	287	// 2級【実務3年】			○
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工		○	
	288	// 2級【実務3年】			○
	189	建築塗装・建築塗装工		○	
	289	// 2級【実務3年】			○
	190	金属塗装・金属塗装工		○	
	290	// 2級【実務3年】			○

	191	噴霧塗装		○	
	291	// 2級【実務3年】			○
	192	畳製作・畳工		○	
	292	// 2級【実務3年】			○
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床 仕上げ施工・表装・表具・表具工		○	
	293	// 2級【実務3年】			○
	194	熱絶縁施工		○	
	294	// 2級【実務3年】			○
	195	建具製作・建具工・木工(選択科目『建具製作作 業』)・カーテンウォール施工・サッシ施工		○	
	295	// 2級【実務3年】			○
	196	造園		○	
	296	// 2級【実務3年】			○
	197	防水施工		○	
	297	// 2級【実務3年】			○
	198	さく井		○	
	298	// 2級【実務3年】			○
	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
職業能力 開発促進 法『技能検 定』	061	地すべり防止工事 【実務1年】			○
	040	基礎ぐい工事			○
	062	建築設備士 【実務1年】			○
	063	計装 【実務1年】			○
	060	解体工事		○	
	064	基幹技能者		○	

備 考

- ・対応する建設業の種類は経営事項審査における技術者資格区分表と同様です。
- ・資格区分の欄に年数が記載されている資格は取得後に当該年数の実務経験が必要です。
(平成15年度以前に職業能力開発促進法による技能検定の2級に合格された方は取得後実務
経験1年です。

参加希望工事の略号

参加希望工事	略号	参加希望工事	略号
土木一式	土	造園	園
建築一式	建	さく井	井
舗装	ほ	鉄骨	鉄
電気設備	電	橋梁上部	橋
消防施設	消	法面処理	法
給排水冷暖房	給	建築附帯	附
機械設備	機	交通安全施設	交
塗装	塗	清掃施設	清

【滋賀県建設工事入札参加資格審査の主観的評価項目（障害者雇用）について】

Ⅰ 評価の概要

資格審査申請日直前の6月1日現在において下記(Ⅰ)の条件を満たす場合、加点内容のとおり加点評価を行います。(注1)

(Ⅰ) 加算内容

①法定雇用義務のある事業者(注2)の場合

(ア) 法定雇用障害者数を超える障害者の雇用が 0.5 人または 1.0 人の場合 20 点加算します。

(イ) 法定雇用障害者数を超える障害者の雇用が 1.5 人または 2.0 人の場合 25 点加算します。

(ウ) 法定雇用障害者数を超える障害者の雇用が 2.5 人以上の場合 30 点加算します。

②法定雇用義務のない事業者の場合

(ア) 雇用している障害者数が 0.5 人または 1.0 人の場合 20 点加算します。

(イ) 雇用している障害者数が 1.5 人または 2.0 人の場合 25 点加算します。

(ウ) 雇用している障害者数が 2.5 人以上の場合 30 点加算します。

(注1) 障害者数の算定方法は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定による。

(注2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく常用雇用労働者数

(除外率により除外すべき労働者を控除した数)が 40.0人以上である場合において障害者の雇用状況を厚生労働大臣に報告する義務のある事業者。

2 「雇用している障害者数」の算定について

「雇用している障害者数」の算定にあたっては下記のとおりです。

対 象	算 定
身体障害者、知的障害者または精神障害者である常用雇用労働者1人につき	1.0人
重度身体障害者または重度知的障害者である常用雇用労働者1人につき	2.0人
身体障害者または知的障害者である短時間労働者1人につき	0.5人
重度身体障害者重度知的障害者または精神障害者である短時間労働者1人につき	1.0人
重度身体障害者重度知的障害者または精神障害者である特定短時間労働者1人につき	0.5人

※ 表中の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」「重度身体障害者」「重度知的障害者」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」の第2条第2号から第6号に規定する方です(具体的には下記のとおり)。

「身体障害者」 身体障害者手帳の等級が3級から6級の方

「知的障害者」 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者と判定された方

「精神障害者」 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

「重度身体障害者」 身体障害者手帳の等級が1級または2級の方および3級に該当する障害を2以上重複して有すること等によって2級に相当する障害を有するとされる方

「重度知的障害者」 次のいずれかに該当する方

- ・療育手帳の程度が「A」の方
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により療育手帳の程度「A」に相当との判定を受けている方
- ・障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方

※「常用雇用労働者」とは次のアからウのいずれかに該当する方です。法人の代表者や役員および代表者の同居の親族、個人事業主およびその同居の親族は該当しません(ただし、雇用保険被保険者の方については該当します)。

ア 雇用期間の定めのない方

イ 期間を定めて雇用される方のうち、その雇用期間が反復更新されて事実上上記アと同様の状態にあると認められる方

ウ 日々雇用される方のうち、雇用契約が日々更新されて事実上上記アと同様の状態にあると認められる方

※「短時間労働者」とは雇用保険における短時間労働被保険者の方です。(1年以上継続して雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方が該当します。)

※「特定短時間労働者」とは短期間労働者のうち、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である方です

3 対象労働者へのプライバシーの配慮について

障害者雇用状況届の作成にかかる障害者の把握および確認にあたっては、厚生労働省策定の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/78.pdf>)により適正に対応してください。特に下記については「どのようなことがあっても行ってはならない」事項ですので注意願います。

- ・利用目的の達成に必要な情報の取得は行ってはならない。
- ・労働者本人の意思に反して、障害者である旨の申告または手帳の取得を強要してはならない。
- ・障害者である旨の申告または手帳の取得を拒んだことにより解雇その他の不利益な扱いをしてはならない。
- ・正当な理由なく特定の個人を名指しして情報収集の対象としてはならない。
- ・産業医等医療関係者や企業において健康情報を取り扱う者は、届出書類の作成者から労働者の障害に関する問い合わせを受けた場合、本人の同意を得ずに情報の提供を行ってはならない。

4 提出書類について

(1) 法定雇用義務のある事業者の場合

- ① ハローワーク受付の「障害者雇用状況報告書」の写し
- ② 障害者雇用状況届(別記様式6)

(2) 法定雇用義務のない事業者の場合

- ① 障害者雇用状況届(別記様式6)
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等
- ③ 雇用保険被保険者証または、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ④ ②の書類を返却するための返信用封筒(重量分の切手を貼付してください。)